

ドイツにおける預金保護・危機対応の制度 市場経済に立脚した金融システムの維持

山村延郎*

要旨

日本と同じ **Bank-Oriented System** であるが市場経済の機能維持を重視するドイツの預金保護及び危機対応制度を分析した。

預金は大きく一覧払い、大口定期預金、貯蓄預金に分かれ、大口定期預金と貯蓄預金が最も重要である。預金の大半は、非営利の地域金融機関に集中して、住宅金融や個人企業への融資の裏付けとなる。営利金融機関は、業容も多様だが全体としては企業向けの融資が多い。そこでかなり高額で長期の預金保護が金融システムの維持に重要となる。

地域金融機関は、困難に陥った金融機関を保護することにより、預金を全額保護する。営利金融機関は、支援に役立つあらゆる手段のほか、ペイオフする場合は、当該銀行の責任自己資本の 30% を各預金者の保護上限としてほぼ全ての範囲の預金を保護する。

これらの保障は、業界別に設置された金融機関保護基金又は預金保護基金が担う。設置主体、資金源、個別金融機関の検査のすべては、業界で行うという自己完結体制により、モラルハザードと国家の過剰介入を排除している。最後の貸手機能も、全業態で出資した「リコバンク」によって担われる。こうして国も中央銀行も、信用リスクを負わない。

自己資本規制は、自己資本比率 8% 割れで利益配当制限、一定比率の損失を出すと経営是正指導というフロー重視型である。連邦金融監督公社 (BaFin) は、秩序維持の役割を持たされており、銀行が経営困難のときは、出資者探し (自助) や保護基金の出動 (共助) を待ち、場合によっては個別行の倒産猶予措置をとるが、市場経済の側で救済できないものは、法的な「倒産手続」 (整理又は清算) をとる。

運営上、「倒産手続」又はそれに近い破綻処理がとられるのは、個人銀行家若しくはこれに類似のもの、又は、新興の証券関連企業である。地域金融機関は業界の管理下におかれるなどして救済されているが、有責の経営者は残留しない。

このような体制は、1967 年という早い時点で金融自由化が完了していたのを背景に、公的な預金保険制度が業界から拒否され、業態内で組織した互助制度が法律によって認知され、最終的に 1974 年ヘルシュタット危機後に対応策をとった結果として、形成されたものである。

日本でも、自主財源と業態内部の相互監視による自治と職責に根ざした第二レベルの業態別預金保護制度 (全額又は自己資本に比例した上限付) の構築を促し、モラルハザードを回避しつつ非決済性預金の保護拡大を図るべきである。

* 金融庁金融研究研修センター研究官

本稿の執筆に当たり、飯野由美子敬愛大学教授に貴重なご意見をいただいた。

庁内の報告会などの折には、諸氏から有益なご指摘をいただいた。

なお、本稿は、筆者の個人的な見解であり、金融庁の公式見解ではない。

はじめに.....	3
1.銀行制度の概観.....	4
1.1.銀行負債の長期性.....	4
1.1.1.預金の長期性.....	6
1.1.2.証券化された預金.....	7
1.2.銀行業態の種類.....	8
1.3.小括.....	11
2.セーフティネット.....	11
2.1.業態別の保護制度.....	11
2.1.1.金融機関保護基金.....	12
2.1.2.預金保護基金.....	14
2.2.「最後の貸手」制度.....	17
2.3.預金保護および投資者補償の制度.....	19
2.3.1.補償機構の設置形態.....	19
2.3.2.保護される預金等及び補償上限.....	21
2.3.3.保護対象または対象外の預金者.....	23
2.4.小括.....	23
3.危機対応の制度.....	25
3.1.連邦金融監督公社の危機対応制度.....	25
3.1.1.連邦金融監督公社[BaFin].....	25
3.1.2.早期是正措置.....	27
3.1.3.破綻処理.....	29
3.2.連邦政府の危機対応制度.....	32
3.3.小括.....	32
4.動態的分析.....	33
4.1.制度の運用.....	33
4.1.1.プライベートバンクの破綻(自力救済及び清算).....	34
4.1.2.証券業の破綻(清算・ペイオフ).....	35
4.1.3.地域金融機関の破綻(救済).....	36
4.1.4.公的金融機関の支援の可能性.....	37
4.2.制度の形成史.....	39
4.2.1.競争的市場の創出.....	39
4.2.2.セーフティネットの強化.....	40
4.2.3.バランスシート規制の拡充.....	43
4.3.小括.....	44
むすび.....	45
参考文献および資料.....	49

はじめに

預金の全額保護の廃止(いわゆるペイオフ解禁)は延期され、2005年4月から実施するものとされた。直前に起きていた預金の移動は、いつの間にか沈静化したように見える。しかしこの制度自体の重要性は変わらないし、期限が来れば議論が再燃するであろう。したがって、これの猶予期間に、議論を深め十分な準備をしておくことが望ましい。

議論の材料としては、世界の預金保険及び破綻処理の制度[Institutions]を網羅的に紹介した文献もある¹。しかしながら、比較国を増やした結果として、当該国の預金保険制度・破綻処理制度にとって必須の情報である、預金制度、銀行制度、これらが当該国の経済に果たしている役割にまでは筆が及ばず、当該国で預金保険制度及び破綻処理が果たす役割、それによって形成される経済全体の体系性、すなわち制度[System]の分析がなされているとはいいいがたい。厳密な議論をするためには、日本との環境の相違を念頭に置きつつ、いくつかの典型的な国を詳細かつ網羅的・包括的に分析し比較することが肝要である。

本稿が対象に選ぶのは、ドイツの預金保護・破綻処理制度である。その理由は以下の通りである。第一に、この国の日本との類似性である。日本の金融システムは、アメリカやイギリスのような資本市場に適応したシステム(Market-Oriented System)いわば「市場志向システム」ではなく、フランスやドイツといったヨーロッパ諸国とともに、銀行に適応したシステム(Bank-Oriented System)いわば「銀行志向システム」に分類される²。ヨーロッパの中でも、中小企業に対する金融機関のプレゼンスの点に鑑みれば、専門金融機関に頼るフランスよりも³、預金貸付金融機関に頼るドイツにより近い⁴。第二に、ドイツと日本との差異である。両国の金融制度は、国家と経済との関係において対照的である⁵。ドイツは、市場経済を重視し、その市場経済の機能の維持或いは不全に対して国家の介入が必要であるとする「社会的市場経済」だからである⁶。第三

¹ 例えば、本間勝[2002]

² cf. Allen and Gale[2000], pp.30-34(Market-Oriented Systems), 34-42(Bank-Oriented Systems). 「市場中心システム」「銀行中心システム」とも訳されるが、この訳語は、議論を「中心」におかれる市場や銀行という制度(Institutions)に向けるおそれがある。重要なのは、特定の制度を志向し、その制度に適応している全体のシステムのほうである。これを明確にするため、「志向」「適応」の訳を当てる。岩田健治[2003],268頁の図表によれば、家計の資産運用も米英よりは独仏に近い。

³ フランス・銀行金融事情研究所[1991],39頁以降参照。

⁴ Paul/Stein[2002],S.7-28, フランス・銀行金融事情研究所[1991]、75頁以降とくに88頁も参照。

⁵ ユニバーサルバンク制度に目が行きがちである。だが、預金保護制度の観点から言うと、証券業の兼営は副次的な違いでしかない。

⁶ アメリカ型の「新自由主義」とは異なり、オールド学派に由来するヨーロッパ型

に、その制度自体の独自性である。この国の預金保護制度は、事実上全額保護又は変額保護であって、アメリカに代表される定額の預金保護制度の対極に位置する。にもかかわらず、この国の預金保護制度に関する学術的研究は豊富とはいえない⁷。

すなわち、ドイツは、日本と同じく銀行志向システムでありながら、市場経済の機能を重視して、独自の発展を遂げてきた⁸。日本の経済体制が行政主導型を脱却して市場経済を重視するということは、現在のドイツがいる象限に近づくことでもある。したがって、ドイツの金融機関における預金保護の歴史、現状を体系的に明らかにすることにより、今後の日本の行政の金融経済界との関係の有り方や業界育成、金融制度の構築を考えるための、有用な示唆が与えられるのである。

このような問題意識のもと、以下では、ドイツにおける銀行業態の概要、金融業界の持つ預金保護制度の詳細、国家による銀行破綻に対する介入の制度、破綻制度の運用事例、金融規制と預金保護制度の発展の経緯を分析及び考察し、ドイツ型の預金保護制度及び破綻処理制度の特徴を明らかにする。

1. 銀行制度の概観

1.1. 銀行負債の長期性

預金の保護制度を論ずる際にあらかじめ明らかにしておかなければならないのは、預金及び銀行社債の制度である。

一般に、銀行志向システムにおいては、金融機関が中長期的な融資にも踏み込むため、銀行にとっても中長期の借入が重要である。したがって預金は、当座預金や小切手口座だけにとどまらず、貯蓄性預金や高額定期預金へと展開し、さらには証券化された預金による銀行の資金調達も活発となる。ドイツではそれが、「底溜り理論」、「シフトビリティ

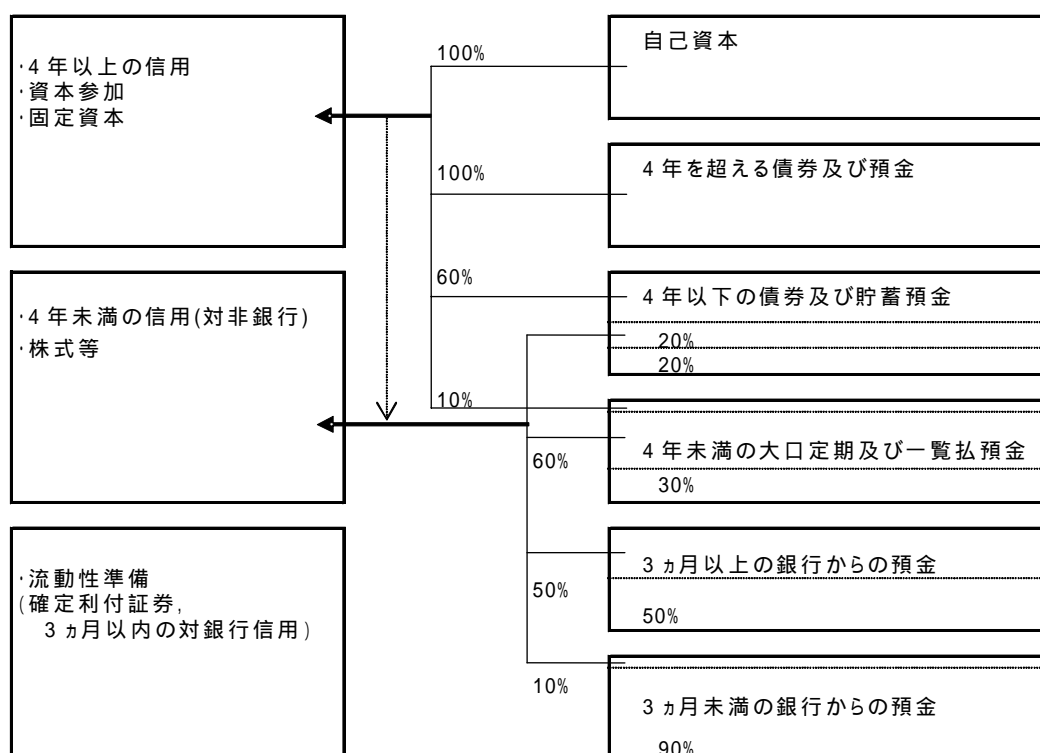
の「新自由主義」である。市場の機能を維持するために中小企業の育成、中産階級を創出するために財産形成政策を重視する。Vgl. Yamamura [2001], S.191ff. 法律上は、ドイツ基本法第21条(1)に「ドイツ連邦共和国は、民主的かつ社会的な連邦国家である。」あるいは第28条(1)に「諸州における憲法的秩序は、この基本法で意味する共和制的、民主的、社会的な法治国家の原則に準ずるものでなければならない。」とあることに結び付いている。政治的には、党派による色合いは異なるが、共通の国是となっている。

⁷ 日本語での学術的論文としては、ライザー/森下[1994]しか見当たらない。

⁸ もう一つの重要な視点は、財政と金融の分離である。戦後(西)ドイツでは、銀行監督を連邦大蔵省が直接行ったことがない(当初の金融行政は連邦経済省の管轄)。公共事業についても、東ドイツでは、国が貯蓄金庫を通じて集めた零細資金を、国立銀行を通じてコンビナートに融資したのに対し、西ドイツでは、抵当銀行や州立銀行が抵当債を発行して(特に住宅建設を)融資することによって行った。

理論」という理論にまでなっている⁹。預金の滞留部分は引き出されない
 ので長期に投資できると考え、滞留の層を区分して投資可能な期間を定
 めるものである。しかも、それらの理論は、当局による流動性規制にも
 反映されている(図 1)¹⁰。逆に言えば、長期の投融資をするためにも、流
 動性の観点から、資金調達を長期化させねばならないのである。

図 1 中長期及び短期投融資に対する流動性規制



出所 Süchting/Paul[2002],S.475,図 C.83

以下では、ドイツに存在する預金及び銀行社債について分析し¹¹、長
 期の大口預金や債券発行がドイツで占める重要性を確認する。

⁹ 流動性に関する「黄金銀行規則」「底だまり理論」「シフタビリティ理論」につ
 いては、清田[2003],49-55頁を参照。

¹⁰ 「自己資本と流動性に関する基本原則」(Grundsätze)。自己資本規制が基本原
 則 I である。流動性に関する「基本原則」と「基本原則」の詳細は、清田
 [2003],49-55頁も参照。なお、清田は「原則」と訳しているが、本稿では普通名
 詞と区別するため、「基本原則」と訳す。

¹¹ 本節は、Hummel[2000],S.562-573の記述をベースにしている。「預金商品」
 の多様化については、清田[2003]14-93頁も参考のこと。

1.1.1.預金の長期性

ドイツにおいて預金は大別して三つに分けられる。

第一は、一覽払い預金[Sichteinlagen]¹²であって、決済性の当座預金である。事業用口座[Geschäftskonto]のほか給与口座[Gehaltskonto]も重要であり、いずれも基本的に貸越が可能である。振替口座の口座手数料は、比較的安く設定されている¹³。理由は、英米と異なり、資金源泉(1970年以降の相殺率の向上、1990年代の準備金規制の大幅緩和)及び営業機会(長期取引関係を通じた融資¹⁴やクロスセリングにより収益を上げる)の観点で重要だからである。

第二は、定期預金[Termineinlagen]¹⁵であって、短期又は中期の利付債権である。30日から5年の満期で、中心は半年ものから二年以上のものに移っている(4年以上のものは貯蓄銀行のシェアが高い)。定期預金と称しても、日本のそれとは異なり、比較的大口で投資性の預金である。1985年以降は、無記名の定期預金債券いわゆる「譲渡性預金」(CD)も発行可能だが、中央銀行準備率規制のため、爆発的には普及していない。

第三は、貯蓄預金[Spareinlagen]¹⁶であって、通知性預金である。主に消費者向けの口座で、営利会社や協同組合が持つことはできない。満期はないが三ヶ月以上の解約通知が必要である(三ヶ月ものが全体の7割程度を占める)が、一定金額までは銀行側の裁量で即時払い出しもできる。貯蓄銀行と信用組合のシェアが大きい。

各預金にどの程度の重要性があるかを2002年9月の統計上の数値(非市場性の債券が合算されている)で確認すると、全銀行が国内及び外国の非銀行部門から受け入れた預金等の内訳は、表1の通りである¹⁷。

これで分かるように、七割程度が中期の預金、少なくとも三割超が二年以上の中期の預金であって、結果的にはそれ以上の部分が長期に預け

¹² Hummel[2000],S.562,清田[2003],17頁も参照のこと。

¹³ ドイツ銀行24の例(2002年時点)では、2002年4月現在、月額基本料金5.62ユーロ、書面での振込の手数料26セント、または月額基本料金3.07ユーロ、書面での振込手数料1.53ユーロ。いずれもオンライン振込み手数料無料。28歳までの学生(院生)は、基本料金無料で預金に付利する。口座開設に一ヶ月程度の審査期間がかかる。

¹⁴ ドイツ銀行24の個人向け当座貸越(随時借入返済可能)は、年利12.25%ないし16.25%である。ローンは、5000ないし25000ユーロの固定融資を6年で返済するものや借入上限を設定して自由に借入返済するもの(いずれも借入金額について10%前後の利率)などがある(2002年時点)。住宅購入融資は不動産金融機関と協調融資で行い、おおむね6%前後の利率である。

¹⁵ Vgl. Hummel[2000],S.564,清田[2003],19頁も参照。

¹⁶ Vgl. Hummel[2000],S.566,清田[2003],21頁も参照。

¹⁷ 1998年では、概ね一覽払い預金26%、大口定期預金30%(建築貯金含まず)、貯蓄性預金44%(建築貯金含む)であった。預金者の心理からすると、景気悪化の傾向を見据えて、利子率の高い間に貯蓄性預金(変動金利)から大口定期預金(固定金利)に預け替える傾向があるようだ。

られ、理論上あるいは規制上、中長期融資の裏付となしうる重要な負債項目となる。しかも、必ずしも機関投資家からのものとは言えないが、比較的大口の投資を意味する定期預金が、ほぼ半分を占めている。

表1 ドイツの全銀行部門が国内外の非銀行から受け入れた預金

総額	23697 億ユーロ	
一覽性預金	5820 億ユーロ	24.5%
定期預金総額(建築貯金含む)	11063 億ユーロ	46.7%
(うち一年以下のもの)	3531 億ユーロ	14.9%
(二年超のもの)	7434 億ユーロ	31.4%
貯蓄預金	5691 億ユーロ	24.0%
貯蓄ブリーフ(非上場無記名債券含む)	1123 億ユーロ	4.7%

資料 ドイツ連邦銀行月報統計付録 2003 年 1 月号(S.10ff.)

1.1.2.証券化された預金

定期預金の種類としては CD に類する市場性のある無記名債券があり、連銀統計では、預金を考察する際に貯蓄ブリーフ(非上場無記名債券を含む)という項目が見られるように、ドイツでは預金又は「貯蓄の証券化¹⁸」が進んでいる。これらは、1960 年以降に登場した預金商品であって、法的性質の差で以下の三種類に分けられる。

第一は、貯蓄ブリーフ[Sparbrief](記名証券。商品名では貯蓄ツェアティフィカートとも言う)である。これは、有価証券でも貯蓄証明書でもないが、貯蓄預金と固定利子付有価証券の中間たる有価証券類似証券であるとされる。発行金融機関の許可なく他人に譲渡できない。額面は 500 ユーロ以上、50 ユーロ単位の価格である。満期は 1 年から 10 年まで様々である。満期前の償還はできない。割引発行や満期後一括で利子を付ける。連邦国庫証券と競合している。統計上は「貯蓄預金」と合算される。

第二は、貯蓄オブリガツィオン[Sparobligation](指図債券)である。これは、裏書により譲渡可能な指図式の証書であって、寄託法上の有価証券とされる。上場債券でないため、販売価格、利率、償還価格が固定されており、相場変動がない。満期は 1 年から 12 年まで様々である。満期前の償還はできない。利子クーポン付で発行される。連邦債や鉄道債と競合している。

第三は、貯蓄シュルトフェアシュライブング[Sparschuldverschreibung](無記名債券)である。満期は 1 年以上で、通常は 5 年から 10 年で

¹⁸ Vgl. Hummel[2000],S.570,清田[2003],64 頁も参照。フンメルの方では指図債券と無記名債券を項目として分けており、清田の方では分けていない。預金保護の観点からは清田の分類で十分だが、詳しい説明をするため、フンメルに依拠した。

ある。規制市場で流通する上場有価証券であり、利子の展開に応じて価格変動する。行内相場での満期前償還も可能である(資金洗浄法の上限を超える場合を除き償還時の本人確認をしない)。

ドイツ連銀月報の統計付録では、市場性のある無記名債券のみを別に表示して「証券化債務[Verbriefte Verbindlichkeiten]」とし、その他は証券化されていない預金の項目に分類して合算している。それに対し、銀行会計法令上は、指図債券及び無記名債券を「証券化債務」として記載し、「顧客に対する債務[Verbindlichkeiten gegenüber Kunden]」から区別する¹⁹。預金保護制度の枠組みでは、法令上の概念が用いられる。

ペイオフが行われる際に預金等に区別を付けるときは、転嫁流動性を有する第二と第三のものは保護されないが(付保範囲の項を参照)、証券化された負債であっても他人に譲渡できないものは保護される。言い換えると、決済性の預金を維持するだけでなく、中長期的な預金・負債を保護しようとしている。長期の預金等を保護することがこの国の金融システムの維持にとっては重要なのである。というのも、預金の長期化であれ預金の証券化であれ、中長期融資をも資本市場でなく銀行が担う経済システムの安定に欠かせないからである。

1.2. 銀行業態の類型

銀行全体について預金が長期化し高額な預金が重要であることが分かったので、これらの預金がどの業態に集中し、どのような融資の裏付となっているのかについて分析して類型化を行う。

まず、ドイツの各銀行部門が預金市場で占めるシェアは、表2のとおりである²⁰。この預金シェアについて言えば、貯蓄銀行・州立銀行・信用組合といった非営利組織が過半数を占め、四大銀行を含む信用銀行(商業銀行ともいう)は、全体の四分の一を占める²¹。

債券化率でみるとおり、州立銀行、信組中央銀行、抵当銀行、特任銀行といった金融機関が債券発行中心の資金調達をしていることがわかる。これらは特に、「プファントブリーフ[Pfandbrief]²²」を発行して、資金調達するからである。四大銀行の債券化率も31%程度で、他のリテ

¹⁹ 銀行会計については、遠藤[1998],76,77頁を参照。

²⁰ ここで「預金等」とは、連銀統計において「非銀行に対する債務[Verbindlichkeiten gegenüber nicht Banken]」と表示されている部分である。帳簿総額は、顧客からの預金と債券による資金調達の合計額の倍近いが、自己資本が多いというわけではなく、銀行間預金で膨らんでいる。

²¹ ポストバンクは、統計では信用銀行(「その他」)である。参考に2001年末における数字を挙げておくと、帳簿総額は139816、顧客預金は62318、債券は39468である(単位は100万ユーロ、ポストバンク2001年度営業報告書による)。

²² 抵当権等又は公法人に対する(若しくは公的保証の付いた)債権を担保とする金融債(抵当銀行法などに基づく)。英語では mortgage bond と訳される。

ール金融機関が7%であるのに比べると、資金調達における債券発行への依存が若干高い。ヒュポ・フェラインス銀行が既得権でプファントブリーフを発行できるほか、他の三大銀行は銀行社債を発行しているからである。

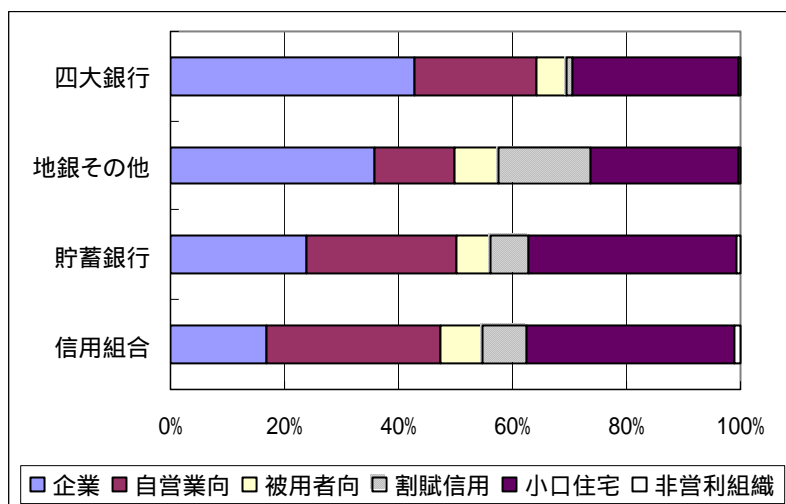
表2 信用機関の預金等シェア・債券化率 (2002年9月) 単位:100万ユーロ

	届出数	帳簿総額	預金等	証券化債務	預金等シェア	債券化率 ²³
信用銀行全体	275	1801320	643418	217398	27.6%	25.3%
四大銀行	4	1042436	331444	151814	14.2%	31.4%
地銀その他	189	650241	300119	65517	12.9%	17.9%
外銀支店	82	108643	11855	67	0.5%	0.6%
州立銀行	14	1305922	296873	395121	12.7%	57.1%
貯蓄銀行	523	974422	602236	45097	25.8%	7.0%
信組中央銀行	2	189664	29135	34175	1.2%	54.0%
信用組合	1512	547935	386487	32075	16.6%	7.7%
抵当銀行等	26	893569	138716	588566	5.9%	80.9%
建築金庫	28	160701	100170	7416	4.3%	6.9%
特任銀行	14	508282	137763	174307	5.9%	55.9%
銀行全体	2394	6381815	2334798	1494155	100.0%	39.0%

資料 ドイツ連邦銀行月報付録の銀行統計(2003年4月)より作成

次に融資の面から比較をするとグラフ1の通りである。

グラフ1 信用機関の貸付相手先(2002年9月)



資料 ドイツ連邦銀行月報付録の銀行統計(2003年4月)より作成

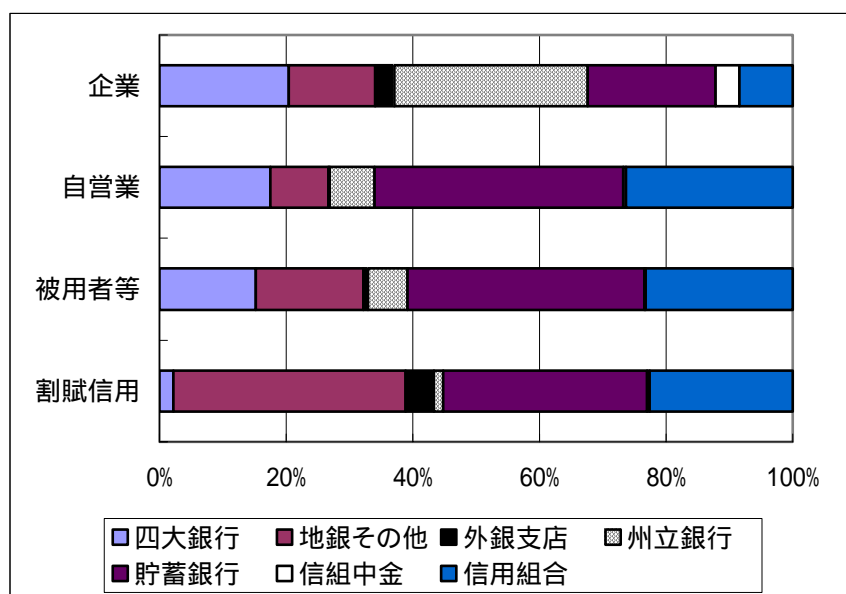
²³ 統計上の数値により、債券/(顧客預金+債券)×100で求めた。「債券」の概念が統計と法律では異なるので、あくまで概算である。

信用銀行部門においては、四大銀行は企業金融と住宅金融に力を入れている。大企業の銀行離れや大口信用規制を考慮すると、中規模以上の企業にも貸出先を分散していると思われる。意外にも、地方銀行その他は、大銀行ほどに自営業に力を入れず、企業のほかむしろ住宅金融と割賦金融といった被用者向けの個人金融に重点があることが分かる²⁴。

貯蓄銀行と信用組合は、被用者向け(特に住宅金融)に力を注ぎ、次いで自営業や企業への金融に力を注いでいる。信用組合は自営業が占める割合が大きい。それに対して、貯蓄銀行は、自営業と企業の融資額に差が少ない(貯蓄銀行の地域専念原則から言って、いずれも地元の顧客である)。これらの貸出先は、資本市場に頼ることが困難で、貸出も長期化しやすい地域内融資であるといえる。

さらに各部門のプレゼンスを比較すると、グラフ2の通りである。

グラフ2 借手別の信用機関の重要度(2002年9月)



資料 ドイツ連邦銀行月報付録の銀行統計(2003年4月)より作成

信用銀行全体として企業金融におけるプレゼンスがやや高いと言えるが、四大銀行だけを見れば州立銀行ほどではない。地銀その他は、割賦信用や被用者への小口融資でのプレゼンスが比較的高く、単純に地域金融機関とは呼べないことを示している。

自営業や被用者に占める割合では、貯蓄銀行や信用組合のプレゼンスが圧倒的であって、両セクターが、いわゆる「地域金融機関」であるこ

²⁴ ドイツの免許制度では、貸金(信用)業務は銀行業務とされ、営業には免許を要する。こうしたものも銀行統計に入っている。

とが分かる。これらは法律上も、非営利の金融機関(公益又は自助の組織)として、営利を追求する信用銀行とは一線を画している。

1.3.小括

ドイツにおける預金の中心は、中長期のものである。また、預金の証券化も進んでいる。融資先として住宅金融や中企業貸出が重要であり、流動性規制もなされているため、中長期の高額な預金の受け入れが必要となる。家計のみならず企業部門もが銀行を通じた投資をすることによって、これがファイナンスされている。

融資から見て、ユニバーサルバンク部門は、非営利でリテール中心かつ原則として地域金融機関である貯蓄銀行及び信用組合と、比較的大口の融資を行う系統中央金融機関および営利の信用銀行部門とに大別しうる。信用銀行部門は、特に四大銀行を中心に、債券発行による資金調達も盛んであり、「地銀その他」の項目には、プライベートバンクや割賦信用機関も含まれているということに気をつけなければならない。州立銀行及び信組中央銀行は、ユニバーサルバンクではあるが、系統中央金融機関として特殊な性格を有している。このような預金の長期性や業態の二分化が、セーフティネットとして業態別の保護基金が置かれる背景にある。

2.セーフティネット

前章により、ドイツの銀行制度と預金制度の特色が中長期の融資関係にあることが分かった。本章では、貸付先も預金も長期である銀行制度を持つドイツにおいて、セーフティネットがどのように構築されているのか分析する。まず業態独自の機構、次にそれを包括する機構、最後に強制の最低補償制度について分析する。

2.1.業態別の保護制度

大部分の金融機関は、預金保護のため、業界で任意に用意した「基金」に任意で加盟している。これらは、信用制度法[Kreditwesengesetz,略称KWG]第23a条²⁵で「諸保護制度[Sicherungseinrichtungen]」として認知されている。「基金」には、金融機関の営業を維持して間接的に預金を守る「金融機関保護基金[Institutssicherungsfonds]²⁶」と、直接預金を保護し場合によってはペイオフをする「預金保護基金[Einlagensiche-

²⁵ 第23a条は、後述の補償機構の成立にあわせ1998年の第6次改正で挿入されたが、基金の関連でも機構の関連でも、適用される。Vgl. Fischer[2000],S.578.

²⁶ 貯蓄銀行や信用組合の場合、「金融機関保護基金」に加盟していれば、後述の「補償機構」に属さなくてもよい。

rungsfonds]」の二種類に分けられる。

金融機関は、非金融機関たる顧客に対して、保護制度に加盟していることについて、営業所の「価格掲示板」に掲示せねばならず、また取引関係に入る前に顧客に保護の範囲と額についてわかりやすく説明し、保護条件(補償請求権の行使に必要な要件を含む)についての情報が請求により縦覧可能なようにしておかねばならない(信用制度法 23a 条第一項)。また、保護制度から離脱したとき(除名されたとき)は、非金融機関たる顧客、連邦監督公社、ドイツ連銀に、テキスト形式で遅滞なく連絡せねばならない(同条第二項)。ただし、後述の補償機構から除名されると即免許失効であるが、保護基金は、加入脱退等について顧客に告知する義務があるだけで、除名されただけでは処分の対象とならない。

実際には、金融機関保護基金または預金保護基金に加入する銀行数がほとんどである。かつ、保護基金の運営主体である業界団体は、監査連合なる組織も備えている。つまり投資・融資の専門集団として身内の状況を判断し、健全であるかどうかを判断し、間違いがあれば責任を負うというわけである。したがって業界団体は、業界の単なる親睦団体ではなく、保護基金(場合によっては補償機構)と監査連合との三位一体で、金融機関を相互監視し内部を規律する、自主管理の組織である。

こうした背景があるので、一般の銀行顧客が個別の銀行の財務内容を気にする風潮はない。金融機関の一般的な顧客は、取引の際に、金融機関の格付けや自己資本比率といった判断に一定の学識を要する情報ではなく、任意制度に所属しているかどうかを判断基準とすればよい。

2.1.1.金融機関保護基金²⁷

非営利の地域金融機関である貯蓄銀行・州立銀行グループ、信用協同組合には、任意加盟の共助制度が設けられており、これに属さない場合にのみ強制制度に属さねばならない(このことは EU 指令およびドイツの「預金保護・投資者補償法」に規定されている)。各地域の貯蓄銀行連合支援基金、州立銀行振替中央銀行保護準備金、信用協同組合の保護制度があり、これら基金の運営と資金融通により、貯蓄銀行グループと信用組合グループは、それぞれ単一の金融機関であるかのように連帯している²⁸。この制度には、いわゆるペイオフ制度がない。

・貯蓄銀行セクター

・貯蓄銀行

貯蓄銀行は、各地域の貯蓄銀行支援基金[Sparkassenstützungsfonds]

²⁷ Vgl. Gabler Bank Lexikon[2000], Einlagensicherung

²⁸ フランスと異なり、グループ間保証が「法的」な制度ではない。そのため、格付け上昇効果がなく不利であるといわれる。

に所属している。ここで保護されるのは、顧客の個別預金ではなく、信用機関の資産残高である。

貯蓄銀行は、定期的に特定の金額を定款で定められた「責任ボリューム」(全体ボリューム)まで保護基金に払い込む。責任ボリュームは、所属している貯蓄銀行が毎前年度末に有していた「顧客に対する債権 *Forderungen an Kunden*」の貸借表持高の 0.3%である。貯蓄銀行は年間に、この全体ボリュームの 1 割(つまり貸借表持高の 0.03%)を払い込む。この払込義務は、支援基金が全体ボリュームの半分に達したときに終了し、残りの半分は、必要が生じたときに払い込む追加払込義務(ギャランティーボリューム)となる。

・ 州立銀行/振替中央銀行

州立銀行は、「州立銀行/振替中央銀行の保護準備金 [*Sicherungsreserve*]」についての規則」なる法的な枠組みにより、独自の基金を有する。責任ボリューム、現金払込、追加払込の体系は、貯蓄銀行支援基金の体系が準用されている。ただし、預金を保護する基金というコンセプトなので、責任ボリューム・払込義務の計算基礎は、「銀行でない顧客からの預金 [*Einlagen von Nichtbankkunden*]」である。

責任ボリューム(全体ボリューム)は、計算基礎の 1%に固定されている。年間の払い込み義務は、その 1 割、つまり「銀行でない顧客からの預金」の 0.1%で、基金ボリュームの半分が積み立てられたときに終了する。貯蓄銀行支援基金と同様、追加払込義務が規定されている。

この保護準備金は、外見上は、加盟金融機関における非銀行顧客預金の追加的保障であるが、実際は、加盟金融機関の保護を目的とするものではなく、第一に、州立銀行も保護システムに参加すべきだという平等基準を満たし、第二に、この制度によって州立銀行が貯蓄銀行組織の責任連合にも所属し、「地域間調整」をする際に特別措置を遂行することを可能とするためのものである。

「地域間調整」は、支援事故が生じた場合において、必要な支出が担当する地域基金の手持ちの資金(追加払い込みを除く)を超えるときに行う。各貯蓄銀行支援基金は、独立の地方的制度として設立されているが、「貯蓄銀行支援基金および州立銀行/振替中央銀行保護準備金の責任連合のための定款」を基礎にして、支援基金と保護準備金は、自由な連帯責任制度を形成している。これに基づいて、支援基金ないし保護準備金の資金を別の制度に投入することができる。必要な場合には、すべての基金の全体ボリュームが共同的に利用に付されるわけである。

なお、公法上の信用機関の支援措置は、今のところ 2005 年までは自治体が「機能維持責任 [*Anstaltlast*]」を根拠に金融機関に対する資産額維持(メンテナンス)の責任をもっているため、保証自治体等と支援基金の共同で行われる。

・信用組合セクター

全国都市及び農村信用組合連合(Bundesverband der deutschen Volksbanken und Raiffeisenbanken e.V., 略称 BVR)の保護制度は、単位協同組合(単協)が資産の毀損などで経済的困難に陥る場合、単協が慎重義務を怠っていないかぎり金融機関の資産残高を保護し、預金者に対しては無記名金融債と預金を全額保護するものである。

各地方制度はギャランティー基金とギャランティー連合とで成り立っている。

(1)「ギャランティー基金」は、保証、ギャランティー(損害担保)、与信、現金供与を行うものである。基金は連合加盟組合からの会費で維持される。単協は、最大で年間ローン残高の 0.2%を納付する。会費の一角は、全国連合の口座のひとつに集められ、管理される。九割は、地方の監査連合の口座におかれ、これが全国連合の信託を受けて管理する。

(2)「ギャランティー連合」は、「基金」の代替手段として考え出されたもので、それで十分な場合に、会計上の支援を保証又はギャランティーの形態で行う。ギャランティー連合に加盟する単協が BVR に対して、「当該保証またはギャランティーをカバーするために必要な場合、包括価値修正[一般引当に当たる]の一定比率を上限に支援する」という義務を負うことにより、必須ギャランティーボリュームが形成されている。いずれの地方監査連合も、保証やギャランティーを自分の「基金」で行うか、それとも「連合」の支援措置を利用するか、自分で決定できる。

最近の動向としては、2000 年にギャランティー基金の能力を高めるため定款を新たにし、支援先信組の整理と早期是正のための検査権限について強化するなどしている。また、ギャランティー基金を汲みつくした地方連合がいくつかあるため、全国レベルの基金を計画中である。バーゼル II の導入にあたり、単協について A から D までの格付をつけるための手法の開発にも取り組んでいる。単協を毎年格付し、正規保険料に対して A+と A は 90%、A-から B-までは 100%、C から D までは 120 から 130%を払い込むような体系を計画している²⁹。

2.1.2.預金保護基金³⁰

営利金融機関が任意で構成するドイツ全国銀行連合(Bundesverband deutscher Banken e.V., 略称 BdB)は、1974 年のヘルシュタット危機後、預金保護基金[Einlagensicherungsfonds]³¹を設けた。これを通じて、補償機構の上限を超えて預金を保護したり、国内銀行がシンジケートを

²⁹ 2002 年 9 月における BVR でのヒアリングによる。

³⁰ 本項の記述は預金保護基金の定款による。

³¹ フル免許を持ち、銀行監査連合に所属する銀行が参加。Vgl. Büschgen[1998], S.915.

組んで銀行救済する資金を援助したりすることができる。

・目的と手段

基金の任務は、銀行の財務上の困難(特に支払停止)があるとき、又はその虞があるときに、預金者の利害において援助活動をすることにより、会員である「私立の信用機関」の信頼性が損なわれないようにすることである。この目的を果たすため、特に以下のような「支援に適したあらゆる措置」をとる(基金定款第2条)³²。

1. 定款第6条に基づく個別債権者への支払(ペイオフ)
2. 銀行への給付(資金提供等)
3. ギャランティー[損害担保]の引受
4. 信用制度法第46a条に基づく措置の枠内での諸義務の引受³³

・基金の組織

基金を構成する銀行は、四大銀行、地方銀行及びその他銀行³⁴、個人銀行家、私立の不動産抵当・船舶抵当銀行、特任銀行³⁵、外国銀行に分類されており、これがいわゆる「私立銀行」であって、統計上の概念である「信用銀行」の概念よりは広く、かつポストバンクが入らない。

会員は(入会費のほか)、普通会費として「顧客に対する債務³⁶」の0.3パーミル(0.03%)を毎年納入する。独自の検査でA,B,C1~3の五ランクあり、Aランク以外の金融機関は、普通会費の2.5倍までの高い会費を支払うことになっている。長期のAランク会員には会費免除など各種優遇措置もある。基金が不足する場合は、この年の会費を二倍にするか会費と同額の特別会費を徴収することを毎年決定する(基金定款第5条)。

³² わが国などは外部から強制する「行政法」のため、公平を期すべく複雑詳細な規定となる。ドイツでは自治的組織の「定款」だから「支援に役立つあらゆる手段」で終わってしまう。細部はその都度対処するものと思われる。

³³ この3号と4号は、以下の条文と関連している。信用制度法第46a条(1)第三文「当該金融機関は、第一文第1号による譲渡及び支払禁止の布告後でも、布告時点に当座であった業務を精算して新たな業務を行ってもよい。ただし、それが精算に必要な限りであって、かつ担当の預金保護機構又は投資者補償機構が遂行に必要な資金を利用に付し、又はこれらの業務全体から生じる当該金融機関の資産減少分を、それが全債権者の完全弁済に必要な限りで、金融機関に支払う義務を負う限りである。」本稿3.1.3.のモラトリウムの款も参照。

³⁴ 連銀統計と違い、個人銀行家とポストバンクが含まれない。「その他」としては、BMW銀行などの機関銀行が入っている。

³⁵ AKA輸出信用有限会社(フランクフルト)、IKBドイツ工業銀行株式会社(デュッセルドルフ)、ザール投資信用銀行株式会社(ザールブリュッケン)の三行である。DePfa建築用地銀行株式会社(ヴィースバーデン)は、最近脱退したようである。

³⁶ 付保預金の属する項目と同じく、指図債券が入らない点が連銀統計とは異なる。

第二項でいう援助としてどのような手段をとるかは、10名からなる預金保護委員会が決定する(基金定款第7条)。銀行連合の総会は、大銀行の代表4行、地方銀行、外国銀行、その他の金融機関の代表3行、個人銀行家の代表3名の委員、事故あるときのための同数の代理を選出する(いずれも業務執行権者すなわち経営のトップでなければならない)。

・基金加盟銀行の規律

基金への加盟が免許交付に与える影響³⁷、脱退が預金に与える影響を配慮して、通常の銀行は基金に加盟している(所属変更はありうる)。

加盟に当たっては、法令順守し、監査連合に加入しなければならず、監査連合から脱退したり、不正情報を提供したりした場合は、除名等の処分がなされる(基金定款3条および4条)。これによって基金が金融機関を監視する体制が整備されている。

資金援助等の支援については、銀行側に法的な権利があるわけではない(基金定款10条)。したがって銀行経営者にとって、自分の銀行が救済されるかどうかは、通常は競争状態にある同業他社の役員からなる委員会が基金の利用に合意するかどうかにかかっている。

・付保預金の範囲及び上限

対象となる預金等は、自然人、企業、公的主体の預金等(対照表で「顧客に対する債務[Verbindlichkeiten gegenüber Kunden]」と表示されている部分)、および、投資信託会社等が信託財産の投資のためになした預金等である(基金定款第6条の1)。ただし、無記名証券化されているもの(銀行社債又はプファントブリーフ)又は証券現先取引やレポ取引で生じた債務、コンツェルン内の外国銀行に対するもの(同第6条の1a)若しくはインサイダーとその家族に対するもの(同第6条の2)は保護されない。したがって債券発行を中心とした抵当銀行や特任銀行の場合、規模の割には、基金が保護すべき債務はほとんどないと言ってよい。

これらを保護する上限は、前年度の「責任自己資本[haftendes Eigenkapital]³⁸」(ただし補完的資本は核資本の25%までしか考慮しない)の30%である(基金定款第6条の1)。言い換えると、核資本と補完資本の比率により、核資本の30から37.5%が上限として定まる。自己資本の充実度にもよるが、一名義当たり数億円から1兆円程度まで保護することができることになる³⁹。この額は、業界の監査連合が検査した結果を

³⁷ ライザー/森下[1994],5頁も参照。

³⁸ 「保証自己資本」ともいう。信用制度法第10条(2)及び(6)により、核資本及び補完資本を合算し、非連結金融機関等に対する10%以上の出資等を控除したもの。

³⁹ 預金貸付機関を開業するための最低資本金額は信用制度法(33条第一項のd)により500万ユーロ、最大の民間銀行たるドイツ銀行のコンツェルン責任自己資本が約370億ユーロ(ただし外国の子会社も含む数値)だからである。

インターネットで公表して確定する(同条の 9)。

この保護上限までは、法律上、後見人が管理する被後見人資金の投資に適格な安全資産とみなされている(民法典 1806 条および 1807 条第一項第五号)。ただし基金に対する法律上の請求権が発生するものではない(基金定款 6 条の 10)。これらのことは、有責預金者のモラルハザードに対処する自由もあるということ、また、この制度が究極的には専門家の社会的責任に立脚しているということの意味している。

なお、「預金保護基金は、預金保護及び投資者補償法に基づくその他の保護制度又は補償機構が当該預金を補償しないときその限りにおいて、補償給付を本定款により提供する」(同条の 11)から、後述の補償機構で払われない 10%の控除部分を基金が補償しうる。

・特殊な口座の取扱

複数の名義人からなる共同所有口座については、口座を按分して個別預金者に帰属させ、個別預金者が保護上限を使い切っていない限りで共同所有口座の預金も保護される⁴⁰。法律に定める集合住宅の所有協同組合の口座については、これを一つの口座とみなす旨の規定がなされている(基金定款第 6 条の 7)。名寄せをしないのだから事務負担も軽減される。ドイツの不動産事情や保護上限を念頭に置けば、住宅所有組合が一口座とみなされても多くは上限に達しないであろうから、結果的に一人当たりの保護額がその分増大し、実質的な優遇となる。

・預金債権等の移転

基金に加盟した銀行は、普通取引約款の第 20 号として預金保護について触れなければならない(基金定款第 5 条第 4 号)。この契約に従い、預金保護基金又はこれが委任した者が顧客に支払いをなす範囲で、顧客の当該銀行に対する債権は、付随する権利と併せて、相応額が次々に預金保護基金へと移転することになる。ペイオフ決定時には、この仕組みによって立替払いをするものと思われる。

2.2. 「最後の貸手」制度

以上のように、各業界で保護基金が作られているが、一つ問題がある。金融機関保護基金でも、基金の責任準備は現金形態ではなく単なる保証である。預金保護基金でも、基金を現金で備蓄しているとは思えない⁴¹。

⁴⁰ ドイツで口座を作ると、署名欄が二名分あるように、普通は、二人の共同生活者(夫婦など)のための口座を意味する。いずれかの署名でよい口座と両方の署名が必要な口座とがある。日本では、一方の給与口座の通帳や印鑑を配偶者に預けるなどすると思われ、このような口座の需要がなかったのであろう。

⁴¹ 現在の預金額を基礎に 30 年程度「保険料」を積立てたと仮定しても、基金はたかだか 600 億ユーロ(約 7 兆円)にしかならない。

急に大きな金融機関が破綻したり、小さくとも連続して多数の金融機関が破綻したりした場合、現金が枯渇する可能性がある。

この問題を解決するとすれば特融制度であるが、ドイツ連銀法は、日銀法第 37 条(金融機関等に対する一時貸付)や第 38 条(信用秩序の維持に資するための業務)にあたる規定を持たない。「中央銀行の最後の貸手としての役割を強調するアングロ・サクソンの伝統⁴²」は、中央銀行の安全性及び独立性を脅かし、通貨安定の維持や通貨の信認を脅かすし、なにより市中銀行にモラルハザードを引き起こすからである。

そのかわりに「最後の貸手」機能を果たすのが、フランクフルトに本店のある流動性コンソーシアル銀行有限会社(Liquiditäts Konsortialbank GmbH、略称 Liko-Bank、以下リコバンク)を媒介とする流動性供与制度である。この制度を通じて、三つの業界団体の保護基金がすべて結び付けられ、流動性危機に対応する⁴³(末尾の図 2 を参照)。

リコバンクは、ヘルシュタット危機の後、ドイツ連邦銀行の主導で、私法上の特任銀行として 1974 年に設立された。目的は、支払能力に問題がない銀行に、流動性の危機が生じたときに、流動性支援を供与し、ドイツの銀行制度全般に一般的な信任の減退が生じることを防ぐことである。社員は、ドイツ連邦銀行、ドイツ全国銀行連合加盟金融機関、ドイツ貯蓄銀行振替局連合加盟金融機関、R+V 信用組合連合会代表たる DZ バンク・ドイツ協同組合銀行 AG、銀行専門家連合 [Bankenfachverband e.V.] であって、総会においては基本資本に追加する出資義務を定めることができる⁴⁴。

資本金は約 2 億ユーロで、30%を連銀が出資し、残りを 136 の個別銀行または連合が出資しており、追加出資義務は約 10 乃至 17 億ユーロである⁴⁵。全ドイツの銀行業界に益する金融機関であるが、営業報告でも

⁴² ドイツ連銀副総裁 Jürgen Stark が 1999 年の春に述べたとされる見解を参照した。Euromoney 誌 2000 年 7 月号参照。

⁴³ Vgl. Süchting/Paul[1998],S.490ff.

⁴⁴ Vgl. Gabler Bank Lexikon[2000], Liquiditäts Konsortialbank

⁴⁵ Süchting/Paul[1998],S.491 によれば、残りは連銀 30%,全銀連 31.5%,系統中央金融機関等 11%,貯蓄銀行協会 26.5%(残り 1%は賦払銀行信託基金か)である。加藤訳[1980],121 頁と比較すると、労金中央銀行の出資分を全銀連側が取得している計算である。Enzyklopedisches Lexikon[1999],Liquiditätskonsortial Bank GmbH によれば、資本金 3 億 7200 万マルク、追加出資義務 18 億 6000 万マルクとされている。ドイツ版フィナンシャル・タイムズ 2000 年 1 月 17 日の記事によれば、1.9Mrd.DM(約 10 億ユーロ)のところを 10Mrd.100 億マルクすなわち約 50 億ユーロにして、このシステムを欧州レベルで利用しようとする提案が、[リコバンクの]監査役会によって否決された。加藤訳[1980],121 頁と比較すれば、30 年で 3 倍弱引き上げた計算になる。Euromoney 誌 2000 年 7 月号によれば、資本金 + 準備金が 2 億 2400 万ユーロ、コーラブルマネー 17 億ユーロとしている。

あまり詳しく語っていないとされる⁴⁶。

リコバンクの市中銀行に対する流動性・信用供与は、当該銀行が自己の資金を利用できるときは帳簿信用、そうでないときは、約束手形の割引による。その際、以下の前提が必要である⁴⁷。

1. 通常の市場条件による。
2. [リコ]銀行の信用委員会の全員一致で信用供与する。
3. 原則として有担保とする(預金保護基金の損失補償付きで債権を受け入れたり適格手形を割り引いたりする)。

ドイツでは、手形と言えは為替手形であり、約束手形の割引は特殊なことである。ここでは再割引を可能にするために約束手形を出させている。これに関する連銀の再割引可能上限は、約 5.6 億ユーロである⁴⁸。

こうして、「特別融資」においても、政府や中央銀行が負担を引き受けるわけではなく、特定の業界の組織の保証のもと、究極的には全銀行業界の了解の下に、流動性供与が行われる。このことによって市場規律が高まるとされている⁴⁹。

2.3.預金保護および投資者補償の制度

ドイツには、業界で自発的に形成した基金のほか、強制で加盟する補償機構が存在する。これは、EU 指令(預金保護指令[Einlegersicherungsrichtlinie]および投資者補償指令[Anlegerentschädigungsrichtlinie])に沿って、ドイツで「預金保護・投資者補償法[Einlagensicherungs- und Anlegerentschädigungsgesetz, 略称 ESAEG]」が制定されたことによる。EU 預金保護指令は、ギリシャ、ポルトガルに預金保護制度がなかったことを踏まえて共通の最低基準を作るための規制であり⁵⁰、EU 投資者補償指令は、証券取引に伴う義務を最低限補償するための規制である⁵¹。この制度は、以下のように実施されている。

2.3.1.補償機構の設置形態

預金保護・投資者補償法(以下「預保法」)の規定(第 6 条 機構 第一

⁴⁶ Vgl. Hahn[1998],S.286

⁴⁷ Vgl. Gabler Bank Lexikon[2000],Liquiditäts-Konsortial Bank GmbH und auch Franke[2000],S.250.

⁴⁸ Euromoney 誌 2000 年 7 月号による。

⁴⁹ ドイツ連銀理事兼ヨーロッパ中央銀行銀行監督委員会委員長 Edgar Meister が欧州レベルの流動性銀行を提案した論拠。Euromoney 誌 2000 年 7 月号参照。

⁵⁰ 「最低基準」ということは、補償上限もギリシャ、ポルトガル両国の経済状態に規定されるということができる。

⁵¹ EU 指令は各国が満額保護またはより高額の保護制度を作ることを許容している(ドイツでそれに当たるのが民間の預金保護基金や金融機関保護基金である)。

項)により、復興金融公庫[Kreditanstalt für Wiederaufbau,略称 KfW]に法人格のない連邦特別財産として、三つの金融機関グループに各一つの「補償機構[Entschädigungseinrichtung]⁵²」を設置することが規定されている。

ここでいう三つの金融機関グループとは、1.私法上の預金貸付金融機関、2.公法上の預金貸付金融機関、3.その他の金融機関である。前述の金融機関保護制度に属している限り、貯蓄銀行(及び系統中央金融機関たる州立銀行)、信用組合(及び系統中央金融機関)は、補償機構に入る必要はない(預保法第12条 金融機関保護制度)。したがって、実際のところ、1.は基本的に私立銀行、2.は州開発銀行等(特任銀行に分類される)とポストバンク(信用銀行に分類される)が属し、3.は、証券業務⁵³や契約仲介等⁵⁴を中心とする金融機関及び資本投資会社(投資信託)である。なお、「預金貸付金融機関」(信用制度法第1条 第3d項)という概念には、無記名社債等の発行で公衆から資金を受け入れて貸付を行う金融機関(貸金業及び政策金融機関)も含まれることに注意しなければならない⁵⁵。

実際は、三つとも必ず公庫に設置されるわけではなく、「機構の任務と権限」は、「機構の任務を引き受ける用意があり、かつ、機構の要請を履行するに十分な保証を与える私法上の法人に」連邦大蔵省の法規命令により委任できる(第7条 受託機構 第一項)。この規定を用いて、ドイツ全国銀行連合(BdB)はドイツ全銀連補償機構(EdB)を、ドイツ公的銀行連合(VöB)は公銀連補償機構を⁵⁶、有限会社形態で設立している。

⁵² *Einrichtung* を第2章では「制度」と訳したが、ここではこれと区別するため「機構」と訳している。

⁵³ プリンシパル・ブローキング業務、アンダーライティング業務である。

⁵⁴ 「財務道具 *Finanzinstrument*」の投資仲介・契約仲介、ポートフォリオ管理、仕切(顧客のための自己売買)業務である。

⁵⁵ 例えばトヨタ信用銀行 GmbH(ケルン)やフォルクスヴァーゲン銀行 GmbH(ブラウンシュヴァイク)などの割賦信用機関も1のEdBに加入させられている。

⁵⁶ LfA バイエレン州援助銀行(元・州開発金融制度)(ミュンヘン)、プレーメン開発銀行 GmbH、Calenberger 信用協会(ハノーバー)、DtA ドイツ平衡銀行(ボン)、ドイツ信用銀行 AG(ベルリン)、ドイツ・ポストバンク AG(ボン)、DIF ドイツ投資金融銀行 GmbH(パート・ホンブルク)、ハンブルク住宅建築信用制度、国際銀行商会ゼーデンゼーAG(フリードリヒスハーフェン)、ブランデンブルク州投資銀行(ポツダム)、ヘッセン州投資銀行(フランクフルト)、ラインラント・プファルツ投資構造銀行 GmbH(マインツ)、L-Bank バーデン・ヴュルテンベルク国立銀行、農業用レンテンバンク(フランクフルト)、ポストバンク・イーリートレード AG(ケルン)、スターデ騎士団金融公庫(スターデ)、ザクセン開発銀行 GmbH(ドレスデン)、setis-bankAG(ライプチヒ、昨年8月までに新規加盟している)、チューリンゲン開発銀行(エルフルト)。性格は公的だが、法形態は私法上の金融機関も含まれている。預金保護・投資者補償法の第6条第二項の規定により、同意を得て所屬変更していると思われる。VöBのサイトによれば、プレーメン開銀、DIF、ブランデンブルク州投資銀行以外の諸銀行は、この部門に独自の任意預金保護基金

残る「その他の金融機関」つまり証券業者等(2001年5月時点で約1400社)は、復興金融公庫に設置された「証券取引業補償機構(EdW)」に割り当てられている。この業態はもともと制度導入に否定的で、EU法も含めて憲法解釈論争にまでなるほどである⁵⁷。だから、任務を委任できる適当な法人が設立されなかったのである。

金融機関が、機構に割り当てられたのに保険料納入義務および協力義務を履行しない場合、該当する機構は、連邦監督公社およびドイツ連邦銀行に通知せねばならない。監督公社から要請してみても一ヵ月以内に履行しないとき、機構は12ヶ月の期限を付して機構からの除名を勧告する。それでもなお履行しないとき、機構は、監督公社の同意を得て、この金融機関を除名する(預保法第11条第一項)。この規定によって機構から除名されたときは、金融機関の免許が失効する(信用制度法第35条第一項第二文)。したがってこれは強制の制度である。

2.3.2.保護される預金等及び補償上限

預金保護・投資者補償法では、第一条で以下のように規定されている。定義により、「預金」とは言うものの、必ずしも預け入れた外部資金だけを指すのではなく、銀行・証券取引(特に現先取引)で生ずる預かり金のことを含めた概念であるといえる。

預保法第四条における上限(2万ユーロないし預金等の90%)は、預金貸付機関であれば、すぐに上限に達してしまい、預金保護基金に加入していなければ取引者は不安に思うであろう。しかしユニバーサルバンク免許が有れば、預金貸付業務に専念する義務はないのだから、戦略上、プライベートバンクとして資産に関する取引事務をしたり、又は証券取引に重点を置いたりするであろう。証券は現物取引をしていれば、寄託口座で保護されるのだから、取引額が大きくても上限は関係がない。結局、この制度に意義があるとすれば、零細の証券関連業務専門業者が家計部門などと取引する際の「預り金」を保護する制度としてだと言える。

第1条 概念規定[定義]

第二項 この法律で意味する「預金[Einlagen]」とは、第一項第一号で意味する金融機関[預金貸付金融機関]のひとつが成す業務の枠組みにおいて、中間残高から生じ、もしくは、ある口座に残った金額から生じ、かつ、法律もしくは契約上の規定により払い戻されうるとされているような、口座残高をいう。

第四項 この法律で意味する「証券業務から生じた債務」とは、貨幣

を作って、法定上限以上の保護をすることをうたっている。

⁵⁷ 連邦信用制度監督庁 2000年度年報(S.121)による。

若しくは信用制度法第1条第十一項で意味する「財務道具⁵⁸」に対する所有権、または「財務道具」から生ずる諸権利を、ある顧客に調達せねばならないという、証券取引で生ずる金融機関の義務のことをいう。

第4条 補償請求権の範囲

第一項 当該金融機関の債権者の補償請求権は、当該金融機関の相殺権および留置権を考慮したうえで、当該債権者の「預金」、又は、この者に対する「証券業務から生じた債務」の規模と範囲を指針とする。預金もしくは資金[Gelder]が欧州経済圏内の通貨または Euro 建てでないときは、補償請求権は生じない。

第二項 補償請求権の額については次の上限を定める。

1. 「預金」の90%、および2万 Euro
2. 「証券業務から生じた債務」の90%、および2万 Euro
・・・中略・・・銀行業務⁵⁹営業若しくは財務役務⁶⁰提供の免許を有する金融機関の「証券業務から生じた債務」は、当該債務が顧客に資金の保有または所有を得させるという当該金融機関の義務である場合に限り、「預金」とみなす。

第三項 補償請求権の計算の際には、預金又は資金の金額、および、補償事故が生じた時点の金融商品の市場価格が基礎となるものとする。補償請求権は、第二項による上限内であれば、履行時までには生ずる利子請求権も含むものとする。

第四項 第二項の上限は、口座数、口座や金融商品が管理されている

⁵⁸ 金融インストルメントと訳しても良いが、アメリカで言う Financial Instrument(クレジットカードなども含まれている場合がある)とは異なる。信用制度法1条(11)によれば、有価証券(書面でなくともよい。オプションや投信証券を含むが、手形は含まない)、貨幣市場インストルメント(証券ではないが短期金融市場で通常取引されている債権。例えば短期債務証券借入、金融スワップなど)、外国為替[Devisen]、計算単位(通貨バスケット)、並びにデリバティブである。わが国の法令でいう「有価証券等」に近い。わが国では普通、「金融商品」というあいまいな概念で預金や保険といった金融プロダクトと金融インストルメントの二つがひと括りにされている。そのため「有価証券等」は市場に存在する「道具」にすぎず、金融機関は、それらを組み合わせてサービスを「製品」化し顧客に提供するプロデューサーであるという認識が無視される。ドイツで「銀行業務の大衆化」により金融プロダクトの概念が生ずる経緯については、清田[2003],27,68-73頁及び山村[1998],195-198頁を参照。

⁵⁹ 預金業務、信用業務、割引業務、プリンシパル・ブローキング業務、寄託業務、投資業務、リボルビング業務、ギャランティー業務、振替業務、引受発行業務、電子貨幣業務を言う。

⁶⁰ 投資仲介、契約仲介、金融ポートフォリオ管理、仕切売買、預金仲介、送金、外貨取引、クレジットカード及び旅行小切手の発行を言う。

通貨建て又は場所にかかわらず、債権者の当該金融機関に対するすべての請求権にかかる。

第五項 共同口座の場合、第二項による上限は口座名義人のそれぞれに適用される。特別の規定がないとき、預金、資金、財務道具[有価証券等]は、口座名義人に均等分割されて帰属する。

第六項 債権者が第三者の計算により取引しているとき、第二項による上限は、当該第三者に帰属する。

2.3.3.保護対象または対象外の預金者

法令により、「補償事故の際、一金融機関の債権者は、当該金融機関が所属する機構に対して、第4条に準拠した補償金の請求権を有する。」(第3条第一項)

しかし以下のものは、請求権を持たない(第3条第二項)。

- ・金融機関、保険業者、投資信託会社(管理下の信託勘定を含む)、公的部門(自治体を含み、公社等は含まない)。
- ・役員・大口出資者(5%以上の資本を有するもの)
- ・株式法18条で意味するコンツェルン企業の役員または大口出資者、その配偶者および第二親等までの親族(独立の財産に由来する場合は除く)。
- ・株式法18条で意味するコンツェルン企業。
- ・有責取引相手、資金洗浄に関連して当該預金等を有した者。

この条件は、ドイツ全銀連の預金保護基金と類似であるが、二点異なる。第一に、保護基金は基金に対する請求権を与えるものではないが、機構の場合は請求権が与えられる。第二に、保護基金は自治体の預金も保護するのに、機構では保護しない(とはいえ自治体は、地元の貯蓄銀行や州立銀行を利用するから、実質的な意味はないと思われる)。

2.4.小括

まず、業態別の保護制度について言えば、いずれの制度にも共通の特徴と言えるのは、次の二点である。

第一に、付保の範囲と規模がかなり広く大きい。消費者とはいえない高額な預金まで保護することになるが、第一章で見た預金貸付の構造のもとでは、長期で高額な預金まで保護することが金融制度を維持する目的に適っている。ましてや一般預金者が支払能力によって銀行を選別し、市場規律を発揮するという期待などしていないし、彼らが銀行の信頼性に疑問を抱くことは、すなわち「とりつけ騒ぎ」という否定的現象を意味するから、むしろ忌避される。付保の対象外となるのは、専門家である銀行や大口投資家(機関投資家)であり、あるいは市場性のある銀行社債、予め担保で保護されているプファントブリーフの投資家である。す

なわち銀行業界、一部の大口投資家、あるいは証券市場に、投資家(経済人)としての合理的行動、一定のモラル、市場規律を期待している。つまりこの制度は、家計・企業・公的主体といった一般の顧客は情報の非対称性の中に置かれ、金融の専門家に情報が集まるという銀行志向システムに特徴的な実態との整合性を持っている。

第二に、従って金融の専門家は制度運営に関して自己責任に基づく自己管理を貫く。信用組合においては監査連合が基金等を運営している。貯蓄銀行においても、会員を同じくする監査連合と地方連合では利害が一致するので、同様の関係にある。全銀連でも、自己資本を検査したり、保護上限を認定したりするのは、業界の監査連合であり、ペイオフや再生に必要な資金を支払うのも、やはり業界の基金である。銀行の共助組織が預金者や借入者を直接・間接に、ほぼ完全に保護する。これは同時に業界が独自に検査をし、通常以上の破綻リスクを抱える極端な不良銀行を脱退させたり、業績悪化を改善する指導をしたりするインセンティブをもつ。したがって業界がそうした処分を速やかに行う秩序および構造を持つ限りにおいて、モラルハザードの問題が生ぜず、業界内の安全性を外部に信頼させるといえる。この制度は、市場経済に立脚し自治を重んじるという社会的市場経済の現象形態である。

ペイオフ制度のある全銀連の保護基金の制度に独自の特徴は、以下の通りである。

第一に、付保預金の範囲は、その定義が基本的には貸借対照表での表示方法すなわち銀行会計法令に依存して決まる。そのため金融機関が新たな「預金商品」を開発し種類が多様化しても、いちいち付保預金の範囲を定義し直す必要はない。これは預金の多様化とも関係が有る。自由化により、銀行業が顧客のニーズに合わせて様々な性格の「預金商品」を開発して競争するのであれば、預金の定義は抽象的であることが望ましいからである。第二に、高額の保護上限であり、その額は金融機関の自己資本の質と量によって変わる。銀行は、規模に合った預金者を相手にし、より高額の預金者を獲得したいときは、自己資本を充実するインセンティブを持つ。このことは、この業界が高額預金の取り入れについて競争ないし分業しているということをも示唆する。他方で、上限に達しない大部分の預金者は、預金の信頼性ではなく、別の要因によって銀行を選別していることとも関連がある。すなわち、地元あるいは顧客セグメントに適した金融サービスの提供である。なお、この二つの性格は、金融自由化における競争と監督の関係から導き出される。というのは、自由なサービス設計が可能になって競争とサービスの向上が生まれ、その中で発生する問題に対処するためバッファあるいはトリガーとして自己資本規制を置くのだからである。

特融制度は、業界を超えた組織としてリコバンクが設置されており、業界の保証を得て手形信用や帳簿信用を与えることで、中央銀行も中央

政府も直接の信用リスクを負わずに「特別融資」を行う。日本の預金保険制度における国の役割までも業界が担っており、最終的な損失・責任を引き受けているのは、政府の財政ではなく金融業界の財政である。

言い換えると、預金保護制度・特融制度における徹底的な「民間活力の利用」である。そしてこのことが市場規律を強め、モラルハザードを防ぐと認識されているわけである。

強制加盟の機構は、証券会社、民間銀行(ただし公的金融機関の持株会社たる株式会社を含む)、公的金融機関(ただし貯蓄銀行・州立銀行グループの任意保護制度に属さないもの、いわゆる特任銀行)が強制的に加入し、2万ユーロまでの預金および2万ユーロまでの証券等引渡義務を補償する⁶¹。既存の預金保護制度は維持され、今まで預金保護制度に入っていなかった金融機関にも強制的に最低補償責任を課し、さらには証券役務企業(財務役務機関)の顧客にも保護を拡大したのだから、この制度を設けることにより、ドイツの預金保護制度は実質的に証券取引保護にまで伸張したのである。

3.危機対応の制度

本章では、市場経済で形成されたセーフティネットを前提にして、国家が問題のある金融機関に対してどのような介入策をとることができるのかを分析する。

ドイツにおいて国家とは、連邦及び連邦を構成する16の州であるが、州については、本稿ではさしあたり除外し⁶²、連邦レベルの仕組みとして、連邦金融監督公社及び連邦政府の措置を分析する。

3.1.連邦金融監督公社の危機対応制度

3.1.1.連邦金融監督公社[BaFin]

ドイツで金融監督を行うのは、連邦金融監督公社[Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht] (略称 BaFin (バーフィン)、以下監督公社)である⁶³。日本の金融庁は、「我が国の金融の機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者その他これらに準ずる者の保護

⁶¹ 2002年春には、日本の多くの報道で、この制度を「ドイツの預金保険制度」として紹介していたが、「日本の自動車保険制度」として「自賠償」だけを紹介するのと同じ程度の誤認である。むしろドイツの「投資者補償制度」と紹介したほうが実情を表している。

⁶² 州立銀行・貯蓄銀行の破綻処理において保証自治体や関連自治体が出てくる例がある。これは所有者としての破綻処理行動であるから、本稿でことさらには扱わない。貯蓄銀行自体の分析は、地域金融を扱う別稿にゆずる。

⁶³ 2002年5月に連邦の三監督庁(信用制度・保険制度・証券取引)を合同して公社として発足。略称は、定款で BaFin、年報や名刺では BAFin と記載されている。

を図るとともに、金融の円滑を図ることを任務とする。」(金融庁設置法第三条)。しかし監督公社(元は信用制度監督庁)の任務は、「諸金融機関にゆだねられた財産価値の安全性を脅かし、銀行業務もしくは財務業務の正規の[秩序に適った]遂行を侵害し、または、全体経済に甚大な不利益を与えうるような、信用制度・財務業務制度における不法行為に対抗」することである(信用制度法第6条第二項)。

すなわち監督公社の使命は、「預金者等の保護」ではなく「貸借された預金等の安全性への脅威への対抗」、「金融の円滑」でなく「銀行業務等の正規の遂行の侵害への対抗」、更には、「国の金融機能の安定の確保」でなく、「全体経済に不利益を与えうるような弊害への対処」である。預金者の保護は、むしろ金融機関の破綻などの危機が起こらないように監視することによって間接的に達成され、投資家の保護は市場の規制を充実させることで達成されると考えられており、消費者からの苦情も受け付けてはいるが、法律上の義務ではなく伝統的なもので、むしろ不正の発見に役立つという理解である⁶⁴。

監督公社はこれらの弊害を予防または除去するため、又は監督法規に対する違反を阻止するため、金融機関又はその業務執行権者に対して、「適切かつ必要な」(すなわち最小限度で最大効果を発揮するような)指令を出すことができる(信用制度法同条第三項)。この任務と権限は、個別の預金者等を保護するためではなく、法律上、「公共の利益においてのみ」実行する、とうたわれている(連邦金融監督公社法(FinDAG)第4条第四項)。

安全性脅威、適切性侵害といった弊害・違反への対処、公共の利益重視(民事不介入原則)、金融機関に対する命令権といった治安行政的な位置づけから見ると、監督公社は、まさに金融経済における「警察」である⁶⁵。この点で、消費者に対する金融関連知識の普及にも配慮するFSAや金融庁とは異なったものである。

むろんこうした性格は、行政機構の内部での分業(連邦大蔵省その他の官庁、州行政機構)を前提としており⁶⁶、市場経済(ドイツの銀行業界)における競争が預金保護や金融の円滑を図ることを自動的に強制する

⁶⁴ 2002年9月の監督公社におけるヒアリングによる。ただし、保険監督局は、消費者保護の視点が強く統制的であり、監督組織間でカルチャーが異なる。

⁶⁵ 2002年9月の連銀におけるヒアリングで聞いた例えによる。監督公社は、信用制度法第44c条により、無免許金融業者を検査したり、令状を受けてこれについて家宅捜索や証拠品押収をしたりもできる(実施は連銀に委任可)。無免許金融業は同法第54条により、3年以下の自由刑又は罰金刑が科せられる。つまり刑事犯罪の捜査が監督公社の任務の中に入っている。

⁶⁶ たとえば住宅政策では、住宅貯蓄割増金、社会住宅制度などにより、市場経済を通じて福祉向上を図っているのもその一例である。

というメカニズムも前提としている⁶⁷。

金融検査においては、特にドイツ連邦銀行との分業が重要である。連銀は、本店の指揮により、金融機関の経常的監視(提出書類、年末監査報告、決算書類の分析、並びに、自己資本装備及びリスク管理手続の適切性を判定するための検査の遂行及び分析、検査認定の評価)を行う。その結果が連邦金融監督公社に送られ、監督公社は、通常、この考査結果を根拠として処分を行うこととされている(信用制度法第7条)。また、金融機関(財務役務機関を含む)は、会計情報を毎月、連銀に届出ることを義務付けられている(月例会計証明[Monatsausweis])。連銀はこれに態度表明を付して、監督公社に送付する(信用制度法第25条)。

こうした連銀の情報提供により、監督公社は、金融機関の財務状況を常時把握することができるので、必要な場合には、特別検査をし、危険事故(脅威)の発生を認定することにより、監督公社は、様々な措置をとることができる⁶⁸。

3.1.2.早期是正措置

・利益配当等の禁止

連邦大蔵省から法規命令による委任を受けた監督公社は、ドイツ連邦銀行と協議の後で、「支払能力基本原則[Solvabilitätsgrundsätze]」(EU法の枠内で)及び「流動性基本原則」を作成する(信用制度法第10条及び第11条の各第一項)。監督公社は、これらの基本原則によって「金融機関」および「グループ内企業全体」の「自己資金⁶⁹[Eigenmittel]」が適切かどうか、または金融機関の流動性が十分かどうかを判断する。これらの基本原則が満たせないとき(自己資本比率が8%を下回るなど)は、抽象的な「危険事故[Gefahr:脅威]」として一定の処分をなしうる⁷⁰。

その処分とは、ある金融機関がこれらの基本原則を守らないときは当該金融機関に対して、ある金融グループの連結会計上の「自己資金」が不足するときは主位の金融機関に対して、基準を満たすよう期限付きで警告し(信用制度法第45条第二項)、それが期限内に満たされない場合には、利益配当および信用供与の禁止または制限をする(同条第一項)、と

⁶⁷ 市場経済の機能は、競争によって維持される。伝統的には信用銀行・貯蓄銀行・信用組合の三大ユニバーサルバンクセクターが鼎立する構造によって、また最近の動きではEU内の相互参入によっても維持される。山村[1999]234頁以降及び241頁以降を参照。2002年9月の監督公社(ボン)でのヒアリングによれば、業界独自の消費者保護制度として、法曹資格を持ったオンブズマンが無償で消費者の苦情を仲裁しているようである。

⁶⁸ 監督の権限は監督公社に属する(同第二項第四文)。監督上必要な検査は、公社が命令するが、実働部隊は連銀職員や監査士を任用することになる。

⁶⁹ 責任自己資本に第三順位資金(準補完的資本)を含めた概念。

⁷⁰ Vgl.Nirk[1999],S.98. Gefahr/perilは、保険学で「危険事故」と訳される。

いうものである⁷¹。これはわが国の「早期是正措置」の第二区分までの処分に相当する。

具体的な危険事故ではないから、これ以上の立ち入った指導はなされないが、「委ねられた財産の価値」が脅威(危険事故)にさらされていると認識すれば、随意検査に取り掛かることもできる。

・ 経営是正指導

監督公社は、具体的な危険事故の発生(免許取消事由)を認定し、各種の措置を講ずる。法律で絶対的に危険視されているのは、自己資本に対する損失(フロー)の比率である。

・ 危険事故の認定

認定は、第一に経常的な年末決算について行われる。免許取消事由相当の危険事故が発生したとみなされるのは、特に前年度の責任自己資本の半分にあたる損失が出た場合、及び、責任自己資本の一刻をこえる損失を三年連続で出した場合である(信用制度法 35 条第二項第四号後半)。

第二に、認定は、随意検査によっても行われる。監督公社は、特別の要件がなくとも、連銀職員、経営監査士、会計法人(或いは監査連合)に委任して(連邦金融監督公社法(FinDAG)第 4 条第三項)、金融機関又はグループ企業を検査することができる(信用制度法第 44 条第一項)⁷²。しかしその際、財務内容に問題があれば、検査受託者が価値修正項目[Wertberichtigung:引当金]設定の必要を報告する。監督公社は、これによって委託財産の価値に対する脅威(危険事故)が生じていること(たとえば価値修正項目すなわち引当額が責任自己資本の額を超えているなど)がわかれば、対処する。

・ 暫定措置

(具体的)危険事故が発生した場合、暫定措置を発動することができる。

信用制度法第 46 条によれば、ある金融機関の預金者等に対する義務の履行(特に委ねられた財産価値の安全性)が脅威(危険事故)にさらされたとき(同法第 35 条第二項第 4 号:自己資本を毀損する大規模の損失)、又は、当該金融機関に対する監督の有効性が阻害されているとき(同法第 33 条(3)1 号ないし 3 号:持合構造や外国所有者などによる監督阻害)、連邦監督公社は暫定措置をとることができる。そのときは特に以下の措置をとることができる。これは 4 を除き、ほぼわが国の「早期是正措置」

⁷¹ 金融機関が諸警告を無視し続けた場合、経営者の更迭を要求し、加えて、この者に法人形態の諸金融機関での経営活動を禁ずることもできる(第 36 条第二項)。

⁷² この制度により問題のない金融機関でも随意に検査ができるのだから、検査実行自体による風評被害を避けることができるとされる。

の第三区分までの措置に相当する。

1. 経営に対する指令を発すること。
2. 信用供与を禁止し、預金・証券の受け取りをも禁止すること。
3. 無限責任社員又は業務執行権者(執行役にあたる)の活動禁止。
4. 監視員の任命。

ここで任命される監視員は、当該金融機関において監督上の規定に沿って経営が行われているかどうか専門に監視する人物である。この制度により、問題があることを外部に知らせずに、監視能力の向上を図るとされる。監視員は、目や耳の役割を演じるが、個別の経営政策に口出しをすることはできない⁷³。

脅威(危険事故)が免許取消以外の方法では除去できない場合(経営指導やモラトリウムを講じても改善が見られないなど)は、これを免許取消事由にできる(信用制度法第 35 条第二項第四号前半)。

3.1.3.破綻処理

・免許取消又は有責経営者の処分

個人銀行家や株式合資会社といった人的会社形態の金融機関を処理する際には、金融機関をすぐに清算せず、免許を取り消し、金融機関でなくなった当該企業を「匿名清算」する方法が、しばしば用いられる⁷⁴。

免許取消は、脅威(危険事故)が生じかつその脅威が信用制度法のその他の措置で除去できないときのほか、「免許拒否事由」(最低資本金又は経営者の信頼性の欠如(信用制度法第 33 条第一項)、企業結合関係等による有効な監督の阻害(同条第三項))が知れたときや、信用制度法・証券取引法・これらを施行する命令・指令に対する慢性的な違反があるときにも、監督公社が行政手続法により行うことができる(同法第 35 条第二項)。

免許取消・失効の際に、監督公社は、会社の解散決議と同等の法律効果を持つ清算を決定し、登記裁判所に報告することができ、管財人に命令を与え、これを監督することができる(同法第 38 条)。

監督公社は、免許取消に替えて、有責の業務執行権者(経営者)の解任を要求することができる。加えて、これらの者が法人形態の諸金融機関において活動することも禁止できる。2002 年 8 月の小改正以降は、金融機関の内部機関の権限を一部又は全部、特命委員[Sonderbeauftragte]一名に委任することもできるようになった(同法第 36 条)。

なお、活動禁止処分を受けた者は、今後、専門的適性と信頼性に疑問

⁷³ Vgl. Lindemann[2000],S.950.

⁷⁴ Vgl. Nirk[1999],S.99ff. パルティン銀行協会に対する措置が免許取消による清算の事例になる。財務役務を提供する有限会社にも同様の事例が見られる。

をもたれるので、免許規定(同法第 33 条)により、再度開業したり、金融機関に執行権者として再就職したりすることができなくなる。

・「倒産手続[Insolvenzverfahren]」

一般の企業であれば、支払不能[Zahlungsunfähigkeit]若しくは債務超過[Überschuldung]、又はそのおそれが生じたとき、「倒産手続」とよばれる手続が開始される。このとき根拠となる法律は、「倒産法[Insolvenzordnung]」である⁷⁵。これは「和議法」と「破産法」の問題点(破産財団の財産不足で手続が棄却される)を解消し、できるだけ多くの清算・整理・営業譲渡事件を手続の中で処理するため、1970年代から20年近い検討の結果、消費者倒産編も含めて1994年に成立し、1999年元旦に施行された包括的な法律である。

金融機関の破綻にも「倒産法」が適用される。ただし信用制度法第 46b 条により、その申請手続及び倒産原因に関して、別段の規定がある。

まず「金融機関に関する倒産手続は、支払不能又は債務超過のときに行われる」(信用制度法第 46b 条第三文)とされ、「おそれ」の規定がない。「おそれ」に過ぎない場合には、法律上、早期是正措置や倒産猶予措置をすることが予定されているからであろう。

次に、金融機関が支払不能又は債務超過に陥った場合は、経営者は監督公社に報告せねばならないが、当該金融機関や他の者が直接、裁判所に「倒産手続」を申請することはできず、申請できるのは、監督公社のみである(同条第一、第四文)。金融機関が自ら申請できないので、自主再建の条件(「倒産法」第 270 条第二項)を満たさない。そこで、最初は裁判所が債権者・債務者双方にとって第三者的な自然人を管財人に選任して処理が進むことになる(「倒産法」第 56 条)。

なお、破綻の際に、粉飾帳簿や帳簿に不備のあった者、投機的取引や「正規の経営の要請」に重大に反して財産を毀損した者、又は、これらの結果として破綻した者は、倒産手続が開始された場合、5年以下の自由刑又は罰金刑が科される(未遂は処罰され、過失は2年以下の自由刑又は罰金刑が科される。刑法典第 283 条)。また、利欲に駆られた売買によって破産した者、故意に、多くの人々を委託財産損失の脅威(危険事故)にさらしたり、経済的困難に陥れたりした者は、6ヶ月以上10年以下の自由刑が科される(刑法典第 283a 条)。

・預金補償事故の認定

「監督公社は、一金融機関が「預金」を払い戻すことができないか又は

⁷⁵ 直訳すれば「支払不能法」である。成立の経緯については、木川[1999]第一章を参照。同書巻末には、当該法律の全訳が載せられている。本稿では「倒産」をこの法律の意味で用い、「破綻」をより一般的な意味で用いている。

「証券取引から生じた債務」を履行することができない状態にある、と知ったときから 21 日以内に遅滞なく補償事故[保険事故]を認定しなければならない。」(預金保護・投資者補償法第 5 条第 1 項)。認定を受けると、保護基金や機構がペイオフも含めた処理にとりかかることになる。

なお、事例を見ると(旧)監督庁は、免許取消の場合や「倒産手続」を申請するとき、直ちに補償事故を認定し(パルティン銀行商会、ジュストラコム銀行)、経営者が監督庁を通じて裁判所に「倒産手続」を申請した場合であって裁判所が整理計画を不十分として棄却するとき(BfK 有限会社破綻事例)は、後になって補償事故を認定している。また、シュミット銀行の事例では、認定も倒産手続も行われなかったが、当局からの打診を受けて整理を開始したもよう。

・倒産猶予措置(「モラトリウム」)

危険事故が発生しているとき、「倒産手続」にいたることを回避するため、監督公社は、暫定的に次の措置をとることができる(信用制度法第 46a 条 第一項第一文)。

1. 譲渡・支払いの禁止
2. 顧客との取引停止
3. 貨幣の受け取りの禁止(割賦信用の返済用である入金を除く)

この措置がとられたときは、当該金融機関の財産について強制執行、差し押さえ、暫定処分をすることも許されなくなる(同項第五文)。したがって、金融機関の財産が「とりつけ」やそれに類する実行によって減少し、場合によっては経営組織が破壊されるということを防止できる。

この間、株主・経営者等は新たな出資者を探し、あるいは経営再建策を講じる。業界団体や各種保護基金も、定款に基づいて資金援助を含むあらゆる措置を模索する。金融機関は、預金保護制度の保証があれば、当座の取引を執行するために必要な限りで業務を継続でき、その際に執行権者の活動禁止中で経営ができないときは、公的金融機関を除き、裁判所により代理が補充される(信用制度法第 46a 条第一項第二文及び第二項以降)。

この措置は、実務上「モラトリウム」と呼ばれている。しかし、法律上の名称ではなく、満期の経過などを遅らせるといったこともできない。

個別金融機関に対する監督公社の「モラトリウム」は、信用機関(銀行)で約 1 ヶ月から 3 ヶ月⁷⁶、財務役務機関で 4 ヶ月程度⁷⁷である。「モラト

⁷⁶ (旧)パルティン銀行商会では、再建策を十分とみて一ヶ月でモラトリウムを解いた。(新)パルティン銀行商会では、再建策を不十分として三ヶ月で免許取消処分にした。新規参入のオンライン・ブローカー、ジュストラコム銀行は、モラト

リウム」開始から、経営再建されるか、又は補償事故が認定された後で預金補償金が給付(ペイオフ)されるまでの間は、預金が封鎖される⁷⁸。

3.2.連邦政府の危機対応制度

信用制度の毀損が監督公社の力に余るとき、連邦政府によるモラトリウムが発動される。

「信用機関[銀行]が、全体経済、特に支払い取引一般の秩序ある進行に重大な脅威[Gefahr]をもたらすような経済的困難に陥るおそれのあるとき、連邦政府は、[連邦銀行に意見を聴いた後]、法規命令により、以下のことができる。

1. 一信用機関にその負債の履行のための猶予を与えること、および、猶予期間中はこの信用機関に対する強制執行、差し押さえ、および、暫定処分、ならびにこの信用機関の財産について倒産手続は行われぬ旨を指令すること。
2. 信用機関に顧客層との取引を一時的に閉鎖し続けかつ顧客取引で支払い、振替、受取りをしてはならないと指令すること。なお、連邦政府は、この指令を、信用機関の数種類または数グループ、および、特定の銀行業務に限定することができる。
3. 取引所法で意味する取引所に対し、一時的に閉鎖し続けるよう指令すること。」(信用制度法第 47 条第一項)

この措置は、取消により終了するほか、遅くとも告知後三ヶ月たつと失効する(信用制度法第 48 条)。政府・議会・業界など関係各所は、この間に対処することになる。

これは、いわゆるモラトリウムであって、法律名称としても「モラトリウム[Moratorium]」と表現されている。監督公社の倒産猶予措置とは異なり、措置をとる際に、民法、商法、会社法、手形法、小切手法、及び訴訟手続法における期限及び期日に係る法律上の帰結が連邦政府によって定められる。

3.3.小括

当局の危険事故対応制度について総合すると、以下のことが言える。連邦金融監督公社は、流動性基準と自己資本充足基準により、配当・

リウム中に経営再建を断念したので三週間程度と短かったが、特殊例とみなすべきであろう。

⁷⁷ フューチャー・セキュリティーズ株式会社やオイパクの事例では、それぞれ約四ヶ月後に監督庁が「破綻手続」申請を決定、補償事故を認定した。カレンシー&コモディティー・ブローカーの事例では、一ヶ月で判断を下している。

⁷⁸ ジュストラコム銀行モラトリウム発令時(2001年4月20日)に監督庁が出した顧客に対する通知(Q&A)参照。

与信拡大禁止措置をとる。預金等の安全性、損失の自己資本に対する一定比率、その他の免許取消事由などを基準に、経営改善指令措置をとる。

公的な援助としては、金融機関又出資者による自助、金融業界の共助による救済・整理の努力を支援するために、連邦金融監督公社の倒産猶予措置(「モラトリウム」)が与えられるだけである。実務上は、倒産猶予措置が出された後、若しくは出される前に、四大銀行や州立銀行が当該金融機関の私的整理を開始し、その際、地域金融機関であれば救済され、公的金融機関が不良部分を引き受けるといった方策も模索される。連邦政府の持つ制度は、三ヶ月以内の(一般的な意味での)モラトリウムだけであり、その間に措置を講ずる。

連邦財政の出動する制度は存在せず、あくまで私的または公的な自治による解決に任せる⁷⁹。これらは、自由化された市場と国の監督との関係を表しているだけでなく、通貨の安定性を保ち、財政悪化を防ごうとする政策と整合性がある。

措置の発動要件で興味深い特徴は、早期是正措置に当たる処分は利益配当などの指導では自己資本の対危険資産比率を基準に判定しているものの、経営是正指導をする際の基準は、発生した損失の自己資本に対する比率を重視しているということである⁸⁰。アセットよりもフローを重視する当局の姿勢が法律に現れている。これを支える制度としては、金融機関の月例会計証明届出義務、中央銀行による考査を經常検査に利用することが重要であると思われる。

4. 動態的分析

前章までで、銀行制度の概観と、セーフティネット及び破綻処理の基本的な構造は理解できた。ここではこのような制度がどのように用いられているのかという運用の実態、こうした制度がなぜどのように構築されたのかという歴史的背景を見る。このことによって、生きた制度がどう動いているのかという問題に解答を与えることができる。

4.1. 制度の運用

近年における制度の運用を見るため、過去5年間について破綻に関連する公報や新聞記事を検索し拾ってみた。しかし貯蓄銀行や信用組合は、破綻に近い状況下であっても倒産前に救済合併で対応するといわれて

⁷⁹ 州や自治体は、設立者としての責任上、公的金融機関の出資を増額することがある。ただし、これは主権または自治の範囲内であり、中央政府など他者による救済は行われぬ。

⁸⁰ 条文のほか、Nirk[1999],97頁以降も参照。

おり⁸¹、採用できたペイオフ関連の事例は、わずかである。

預金保険に関連した公的な措置が発動される際には、個別銀行に対して「モラトリウム」の名で猶予措置が公示される。自力救済や業界の共助がうまくいかなかったとき、倒産手続がとられて整理又は清算にいたる。しかし「モラトリウム」や免許取消による清算の発動自体をしないで、自助努力を促すという選択肢も有り、特に金融機関が地域に重要であるような場合は奏効しているようである。

4.1.1. プライベートバンクの破綻(自力救済及び清算)

1997年に「破産」したBVH銀行(デュッセルドルフ)は、7月31日の月例会計証明報告によれば約1億6610マルク(当時おおむね120億円)の業務量を持つ金融機関であった。この銀行が任意の預金保護基金に加盟しておらず、当時はまだ強制加入の預金保護制度もなかったため、ペイオフすらされされず、預金者は多額の資金を失うこととなった。この銀行の正式名は資産投資商銀株式会社[Bank für Vermögensanlagen und Handel AG]といい、借手も貸手も外国人(フランス)が多く、プライベート・バンキングを行う金融機関であった。フランス・スイスの四企業への融資が焦げ付いて価値修正項目(引当)が自己資本を上回ったので、8月18日(月曜日)にモラトリウムを受けることとなった。詐欺、背任のほか、テロリストグループの資金洗浄に使われたかどで捜索を受けたが、責任者はフランスに逃亡したという若干国際的な事件である⁸²。

パルティン銀行商会は、1997年と2001年に二度にわたって困難に陥り、結局は破綻した。2000年末の月例会計証明報告によれば5億5630万マルク(当時約300億円)の業務量を持つ金融機関であった。

最初のモラトリウムの時は、追加出資者(ゲッチンガー・グループとよばれる会計士・税理士・法律家からなる不動産投資と資産管理の新興金融機関群)が現れたので一ヶ月で営業再開した⁸³。

二度目は2001年1月末にモラトリウムを受け、約三ヶ月間努力をしたが追加出資者を見つけられず再建策がまとまらなかった。そこで監督庁は、4月27日に免許取消、管財人の任命依頼、補償事故の認定を同日に行った。銀行側は、免許取消に対して訴訟を起こし、5月末に行政裁

⁸¹ 「ドイツでは、協同組合系銀行や公営の貯蓄銀行=ラデスバンク系の系統金融機関において倒産よりも救済が好まれるので、真実の状態が見えてこない。その結果として、ドイツ連銀統計上、ここ10年間で十数件程度の銀行破綻しか記録されていない。」 Paul/Horsch/Stein[2002],S.1275. ベルリン銀行会社の破綻は、貯蓄銀行部門の問題ではあるが、ホールディングの問題であり、政治的な思惑も絡み最終的解決がまだ決まっていないので詳しくは扱わない。

⁸² Vgl. Rheinische Post, 14/Nov/2001

⁸³ 信用制度監督庁による1997年9月3日の広報(モラトリウム)、同年10月1日のプレス広報(モラトリウム終了)による。

判所の判決により敗訴、上告したが 7 月 31 日に上級行政裁判所が監督庁の処分を支持する判決を下した。8 月 22 日には、「倒産手続」が開始され、ペイオフが決定した⁸⁴。このときのペイオフ上限は、一名義当たり 1063.6 万マルク(約 6 億円)であった。

その際、監督庁は、銀行の顧客に対して広報を出している。その中で、保護基金が他の銀行に預金口座・証券口座を、原則として同一の付利条件で移転すること、投資家は基金から直接に補償を受けることを指摘し、かつ、投資家が個別に請求を行うのは手続を遅らせるだけで望ましくないと述べている。したがって預金については、保護上限を付した事業譲渡に近いやりかただったことになる。しかしローンについては残るとし、融資の約束についてはもはや履行されないとしている。その後は、別段の広報もなされていない。つまりパルティン銀行商会自体は、債権管理を行う清算会社となったということになる⁸⁵。

4.1.2.証券業の破綻(清算・ペイオフ)⁸⁶

多くのペイオフ事例は、以下のように証券業に対して下されている。英語名の企業が多く、新興又は外国系の金融機関だと思われる。基本的に、モラトリウムが発せられ、免許取消がなされ、「倒産手続」が申請され、場合によっては裁判所が財団不足で申請を棄却した後で、補償事故が認定される。モラトリウムを受けないで、即時清算命令が下される場合もある。ジュストラコム以外の例では、預金貸付金融機関でないため、証券取引業補償機構のみで保護されて処理されている。

オンラインブローカー・ジュストラコム・バンク株式会社(Onlinebroker Systracom Bank AG、2001年に破綻)は、銀行ではあるが、その内実はオンライン・ブローカーである。4月30日にモラトリウムが発せられた後、5月7日に「倒産手続」と「補償認定」がなされた。預かり金の保護額は、自己責任分を除き、一名義当たり 153.5 万ユーロ(約 2 億円弱)であった。モラトリウムから倒産手続までが早いことと、倒産手続と同時に補償認定が行われたことが以下の証券取引業との違いである。

フューチャー・セキュリティーズ株式会社(2001年に破綻)は、ノイヤー・マルクトで自己取引(仕切売買)を行っていた。これはモラトリウム発令後 4 ヶ月強経過して補償事故が認定された。

BfK 有限会社(2001年に破綻)は、オプション仲介業であった。同社の

⁸⁴ 信用制度監督庁による 2001 年 1 月 29 日のプレス広報(モラトリウム)、同年 4 月 27 日のプレス広報(免許取消)および顧客に対する通知(Q&A)、同年 8 月 24 日の広報(破綻手続の開始と管財人の公表)による。

⁸⁵ 信用制度監督庁 2001 年 4 月 27 日のプレス広報(顧客に対する通知(Q&A))、

⁸⁶ 信用制度監督庁の各金融機関に関するプレス広報による。

申請によりただちに監督庁がモラトリウムを発令後、倒産手続を申し立てたが、地区裁判所が整理案を却下したため、補償事故を認定した。

ユーロ・パシフィック・セキュリティーズ・サービス(オイパク)有限会社&Co.合資会社(2000年に破綻)は、発行業務・自己取引・投資仲介を営む証券業であったが、モラトリウム発令後、免許を取り消され、三ヶ月強が経過した後に補償事故が認定された。

カレンシー&コモディティ・ブローカー有限会社(1999年に破綻)は、有価証券等を自己の名で他人の計算で売買する仲介業であった。1998年末にモラトリウムが発令され、翌年1月11日に倒産手続が開始された後、同月22日に補償事故が認定された。

以下の二つは、モラトリウムを受けないまま処分された例である。

BkmUバンク株式会社(2002年に破綻)は、もともと中小企業金融を目的とした銀行であったにもかかわらず、1999年に証券業に路線を変更した金融機関である。これ以降の会計がタックスヘイブンを通じた取引により不明瞭になり、2002年4月26日に免許取消、即日清算命令を下された。不服申立をしたが6月3日に裁判所が却下し、6月10日に補償事故が認定された。なお、他の証券業と同様、補償機構にしか加入していなかった。

エルゴン取引所業務仲介有限会社(ERGON Börsengeschäfte-Vermittlungs GmbH, 2001年に破綻)は、証券売買の仲介業者であった。これはモラトリウムを受けることなく1999年12月13日に暫定通達で免許が停止された後、2001年4月30日に会社側の倒産処理計画が財団不足により地区裁判所で棄却、同年10月8日、補償事故が認定された。

4.1.3.地域金融機関の破綻(救済)⁸⁷

2001年から2002年にかけてのシュミット銀行有限会社&Co.株式会社合資会社[Schmidt Bank GmbH&Co.KGaA](バイエルン州北部のホーフが本店地)の破綻救済は、以下のごとく、私的整理で行われた。

2001年11月、監督庁から銀行閉鎖の警告がなされた。それを受け、四大銀行は8000万ユーロで小規模株主の株式を譲り受け、バイエルン州立銀行も7500万ユーロを出資した。この銀行コンソーシャムが受皿会社[Auffanggesellschaft]となって株式の80%を獲得(それ以外は機関投資家であるHUKコーブルク、アクサ・コロニア)、当該銀行を共同管理下に置いた。社長であるシュミット親子は退陣、BfG銀行元頭取のPaul Wieandtが社長に就任して処理計画を練った。預金保護基金は、合計17億ユーロ(約2000億円)の資金援助と保証を宣

⁸⁷ Vgl. Die Welt, 20/3/2002; Süddeutsche Zeitung, Handelsblatt, Financial Times Deutschland, 22/3/2002

言し、さしあたり 8.5 億ユーロの資本注入[Kapitalsplitze]を行った⁸⁸。

2002 年 3 月、新頭取は、清算するより再生した方がよいと結論付け、整理計画を公表した。その内容は、全額減資(ただし小口に分散された劣後株式は残す)と新規増資である。預金保護基金から約 3 億ユーロの追加資金が五大銀行に贈与され、増資を行うものであったと思われる。

このとき「Too big to fail」の議論はなく、清算も視野に入れて整理計画の検討がなされた。しかし監督庁も措置を発動する前に警告を出し⁸⁹、銀行界も整理に協力したのだから、境界領域であったと考えられる。ヴィアントは、コストを理由に再生を決定した。シュミット銀行は、120 店舗、従業員約 2000 人、取引先企業約 6200 社、取引先個人 40 万人以上という地域社会に影響のある金融機関である。これを清算するという事は、債権債務関係の処理コストもあるが、むしろ民間銀行の社会的意識を疑われるし、地元の貯蓄銀行がこの銀行の地盤を奪うことになるというおそれもある。実際、銀行側は、整理の際には経済的な成果のほか売り払う子会社の従業員に対して持つ社会的責任やニュルンベルクの地域経済政策における責任感を考慮したと述べている⁹⁰。つまり、こうした広義のコストが決定に影響を与えたと考えるのが妥当である。

2002 年 8 月、シュミット銀行は完全な株式会社として再建された。破綻時からすでに、帳簿粉飾、資本投資詐欺、破産財団流用のかどで検察による鑑定も行われているが⁹¹、同時に、新・監査役会(株主及び従業員を代表して経営陣を監視する社内組織)も、プライス・ウォーターハウスのコーパースに依頼した特別監査の結果をうけて、翌年 3 月、シュミット親子が信用制度法及び「商人の慎重性」に違反したとして、損害賠償を求めて提訴している⁹²。こうして、市場の秩序を乱した者には、国家及び市場経済の両方から懲戒が加えられる。

4.1.4. 公的金融機関の支援の可能性

2003 年 2 月に紙面をにぎわした記事によれば、2 月 16 日にドイツ銀行頭取のアカーマンが業界代表として政府首脳と会談した際、政府の完全保証で不良債権を買い取る整理回収銀行を作ってはどうかと提案

⁸⁸ それまでは、1995 年にハンブルクのフィッシャー銀行協会が破綻した際に、8 億ユーロを資金注入したのが最大であった。

⁸⁹ 2002 年 9 月における BAFin(ボン本部)でのヒアリングによると、銀行監督局は、執行役等の業務停止など監督上の措置をとる前に、ウルチマ・ラシオ[期限付き警告]を使って段階的に行う。手紙で、当局の考える最良の方法を提案し(銀行はたいていその提案に従う)、その後、定期会談のほかに臨時会談を開くのである。

⁹⁰ 子会社のコンソース[Consors]を BNP パリバに売却する際、コンソースの従業員に対する社会的責任、ニュルンベルクにおける地域政策的な責任が考慮された。Vgl. Süddeutsche Zeitung, 29/4/2002

⁹¹ 刑法典第 283 条乃至 283d 条(破産犯罪)の規定が関連する。

⁹² Vgl. Handelsblatt, 25/3/2003

した。このスイス人の提案に、フランクフルトの銀行業界は国の支援を頼るなど邪道だ、今回のドイツ銀行の行為は傲慢で無責任だ、と猛反発し、信組連合は、整理回収制度など各銀行グループで作るべきものであって国の仕事ではないと批判し、連銀のマイスター理事は、当面そうした機構は無用で税金の投入を話題にするのも時期尚早と批評した⁹³。

結局のところ、この話は雲散霧消した。最近明らかになった合意では、四大銀行及び全国信組中央銀行(DZ銀行)並びに連邦復興金融公庫(KfW)は、この夏にも合同で共同のABS機構を設立する予定である。これは優良な債権を銀行の管理下においたまま証券化し、大銀行の(特に中小企業に対する)融資能力を回復させるという計画である。優良債権を証券化するので、国の保証などは不要としている。その代わりに政府は、証券化を促進する節税的な立法措置を検討している⁹⁴。

州立銀行は、より重要な役割を果たしうる。シュミット銀行破綻事例では、シンジケートの共同管理下に置く際、地元のバイエルン州立銀行が四大銀行合計以上の出資をして参加している(ただしそれ以上の資金援助はしていない)。同破綻銀行が、重要な地域金融機関だったからである。さらに、このシュミット銀行の整理計画では、支払能力の弱い企業顧客(1200社)を切り離す予定であるが、その後これらを支援することができないかどうか、新頭取が公的金融機関(連邦復興金融公庫、バイエルン州立開発金融公庫およびバイエルン州立銀行)と交渉中であり⁹⁵、いわゆる「バッド・バンク」部分の引受けを期待されていた。

連邦財政の負担で大銀行の不良債権処理をしようとする動きには自己責任の原則から来る反発があるのに対し、地方レベルで地方銀行の不良債権処理に地方の公的援助を受け入れることには寛容であるということが言える。このことは一件矛盾するようだが、後者も、地方自治という自己責任に係ることであり、かつ有責経営者の追放が行われていることにより市場経済における規律は守られたと考えられる。

⁹³ Vgl. Handelsblatt, 25/3/2003, 付録 S.22 唯一、ヒュポ・フェラインス銀行のアナリスト、Luis A. Maglanoc 氏が賛同しているのが興味深い。Wirtschafts Woche(26, 28/2/2003)では、他の銀行が賛同したのにアッカーマンが市場経済の申し子なものだから拒否したのだという話になっている。

なお、BVR(信組連)は共同の整理回収兼承継銀行である BAG-Hamm(職員約 200 人)、ドレスナー銀行は Jan Kvarnström 執行役(ノルドバンケンの処理に携わったスウェーデン人)率る IRU なる不良債権処理部(職員約 250 人)を有している。Vgl. Handelsblatt, 21/2/2003

⁹⁴ Vgl. Handelsblatt, 24/4/2003

⁹⁵ 連邦復興金融公庫や州開発金融公庫等は、中小企業や住宅購入資金の支援をする政策金融機関で、日本の住宅金融公庫や中小企業金融公庫に近い。州立銀行は、ホールセールユニバーサルバンクであるから、日本の政策投資銀行に近い。

4.2.制度の形成史

これまで見てきたように、ドイツの預金は高額で比較的長期であるため、強力な預金保護制度が必要である。しかし、その金融制度の安定性は市場経済における自己規律によって維持されており、当局は、こうした市場の自主性を重んじ、秩序というより治安を維持する限定的な関与をしているにすぎない。こうした国家と金融業界との関係は、どのように展開してきたのであろうか。以下では、ドイツにおける金融自由化、セーフティネットの構築、当局の監督手法の拡充について歴史的展開を考察する。

4.2.1.競争的市場の創出

・金融自由化による競争の発生

市場経済の機能を確保するためには、一定の経営の自由が確保されなければならない。預金貸付業務に專業規定がないドイツでは、銀行と証券の相克は問題外である。重要なのは、店舗規制と利子率規制及び勧誘方法の規制の撤廃又は緩和である。これは、1967年までには達成した。

当時通用していた1939年の(旧)信用制度法は、支店の開設のために必要性の検査を要した。しかし、連邦憲法裁判所の判決(基本権たる職業選択の自由に関連した薬局の営業地自由について)および連邦行政裁判所の1958年6月10日判決(銀行新規支店の許可の際に必要性検査をすることについて)により、かかる検査をすることが禁止された⁹⁶。利子率は「利子率令[Zinsverordnung]」により、様々な預金に関して上限を定められていたが、1967年4月1日、中央銀行評議会(政策委員会)は連邦大蔵省の勧めを受け、「利子率令」の廃止を決議し、預金金利・貸付金利が自由化された。1930年代から続いていた金融機関の競争と勧誘に対する特別規定も、1967年11月23日の布告で廃止され、連合の中央広告委員会と監督庁との間で基準を決めることになった⁹⁷。

これを受けて、第一には貯蓄銀行の新型預金開発により預金の多様化が進み、保護すべき預金概念も拡大せざるを得なくなる。第二に、預金金利は新型預金によって上げ圧力を受け、貸付金利は大企業が州立銀行やユーロ市場という選択肢を有するようになって下げ圧力を受けて利鞘が薄くなり、それに対し比較的多くの支店網を抱え経費が増大した(オーバーバンク)⁹⁸。そのため収益性の向上に迫られて、主要銀行は、60年代末から70年代にかけて、国際業務・消費者金融・不動産金融に進出し、そのさなかに起きた銀行危機への対応が、現在の制度を確立した。

⁹⁶ Vgl. Ambrosius[1998],S.157

⁹⁷ Vgl. Pohl, H.[1998],S. 207-8

⁹⁸ ドイツでオーバーバンクとは、人口に対する店舗の過剰のことであって、法人数には関係がない。詳しくは山村[1999],237-241頁を参照。

・競争条件の平等化のための預金保護制度

規制を撤廃するだけでは、競争条件の平等化は達成されない。いずれの金融業態であろうとも十分な預金保護がなされねばならなかった。

預金保護制度は、特に地域金融機関の金融機関維持制度は、大銀行との競争条件を優位にする自発的な制度として構築された。既に1930年には、信用組合のうち庶民銀行が、地域的なギャランティー連合を設立し、預金の安全性を高め、それが全国的な発展を見せていた。それは預金収集において私立銀行との競争力を高めるためであった。貯蓄銀行のセクターでも、1960年代に系列グループでの統合度を高める動きが生じ、1969年に信用組合と同様の制度を形成した⁹⁹。ヘルシュタット危機の直後の時点では、貯蓄銀行と信用組合の二部門には、自治体の無限責任や組合員の追加出資義務、上位連合の介入による合併推進があり、預金者等の保護は十分だった。

立法者も競争上の平等という観点から預金保護制度の拡充を重視していた。1961年3月16日には、新「信用制度法」の制定に当たり、一般的な保護制度(例えば預金ギャランティー基金あるいは預金保険)によって預金保護を確立し銀行間にある競争上の差別を除去する可能性と方法を検討するよう政府に求める付帯決議が、連邦議会によってなされている¹⁰⁰。

こうした背景で、全銀連側でも、1963年9月4日には、「消防基金(Feuerwehrfonds)」とも呼ばれる共同基金を設けた¹⁰¹。しかしなお、他の二業態と比べれば不十分であった¹⁰²。

4.2.2.セーフティネットの強化

・政府と市場の役割分担

1966年末に成立したキージンガー大連立政権(SPDのケインジアン、シラー経済相が金融行政も担当)は、1968年、競争アンケート委員会報告を提出し、競争の遅れを指摘するとともに、全部の銀行を強制的に連帯させるか、アメリカに倣って預金保険制度を設立すべきとした¹⁰³。

「国家的にコントロールされたマンモス基金の設立」を避けるため、全国銀行連合はまずは1969年12月4日、預金保護の改善を主目的とす

⁹⁹ それぞれ業態内で競合がなく、業態イメージを守る必要があるから、直接の預金保険ではなく、金融機関保護制度をとることがグループ戦略にも適うとされる。Vgl. Büschgen[1998],S.915.

¹⁰⁰ 全銀連は、むしろ業態間の不平等を是正しろと表明し、他業態の諸特権を批判した。加藤訳[1979b],1053頁参照。

¹⁰¹ 加藤訳[1079b],1055頁参照。

¹⁰² Vgl. Hahn[1998],S. 253

¹⁰³ Vgl. Nirk[1999],S. 13 und Hahn[1998],S. 253

る全国銀行連合監査連合[Prüfungsverband]を設立した(翌年から活動を開始)¹⁰⁴。次に、共同基金の保護限度が、貯蓄預金及び給与口座 1 万マルクとされていたのを、ヘルシュタット危機の起きることとなる年の初めに、倍の 2 万マルクまで引き上げ、かつ保護範囲を定期預金、事業性の要求払預金にまで拡大した¹⁰⁵。

このような対応と並行して政府は、自己資本規制を整備した。ヘルシュタット危機のころ通用していた自己資本規制は、現在の自己資本規制と基本構造は同じである。リスク・アセット(債権は 100%、抵当信用は 50%、銀行に対する債権は 20%、公的主体に対する債権は 0%で積算、証券投資は考慮しない)の合計が「責任自己資本」(当時は Tier1)の 18 倍を超えないことを「平常時の原則」とするものであった¹⁰⁶。

こうして、私立銀行の側でも、自前の預金保護制度を整備することを通じて、財務内容の相互監視体制が形成されたことにより、一応は、全業態にセーフティネットが形成され、当局は、競争条件の平等化のため、バランスシート規制を基本とする監督体制へと向かっていった。

・ヘルシュタット危機後の保護制度拡充

私立銀行の預金保護制度を襲った最大の試練が、ヘルシュタット危機[Herstatt Krise]であった。

1974 年 6 月 26 日、I.D.Herstatt 銀行株式合資会社(ケルン)が、米国為替先物取引で債務超過に陥り、支払い困難となって金融制度全体に一時的な信用危機が生じた¹⁰⁷。連合会員による資金調達で、この危機は克服された¹⁰⁸。しかし、対策として、ヘルシュタット銀行の閉鎖後すぐに、「流動性コンソーシャム」が作られた。これは流動性の隘路が生じた金融機関を救済するための、15 の大銀行・地方銀行・個人銀行家による貸付保証の制度であった。この制度は、全国銀行連合の内部のものに過ぎないが、1974 年 8 月に起きた 3 回の小銀行の窓口閉鎖に際しては、フランクフルト貯蓄銀行、労働組合共同経済銀行との協力も取り付けることができた。この協力関係を背景に、同年 9 月 25 日には、連銀とその他の銀行を入れた恒久的な事業体として、リコバンクが設立された¹⁰⁹。

¹⁰⁴ 加藤訳[1980],115 頁参照。

¹⁰⁵ 加藤訳[1980],120-121 頁参照。

¹⁰⁶ 1969 年 1 月制定 1972 年 12 月改訂の「基本原則 I」による。Vgl. Deutsche Bundesbank[1973], S.13f. その後、国際標準に従い、1992 年の信用制度法改正で自己資本概念に Tier2 を入れ、その代わり、「基本原則 I」では、債券をリスク・アセットに積算しかつその 8%を所要の責任自己資本とした。

¹⁰⁷ Vgl. Hahn[1998],S. 267

¹⁰⁸ 加藤訳[1980],120 頁参照。

¹⁰⁹ 設立当初(1974 年 9 月 25 日)の出資割当は、連銀 30%、全銀連 30%、貯銀連 26.5%、国民銀行・ライフアイゼン銀行連合会 11%、労金連 1.5%、賦払銀行信託基金 1%で、資本金は 2 億 5000 万マルク、追加引受義務の総額が 7 億 5000 万マ

しかし私立銀行部門における預金保護を拡充する必要があった。連邦大蔵大臣(SPDのHans Apel)は、1974年9月3日のプレス会議で、全金融機関にわたって可能な限りあらゆる預金が十分な金額にいたるまで保護されるべき旨を主張した。全銀連は、全金融業態にまたがる制度の構築には賛同していたが、貯蓄銀行セクターにその用意がなかった¹¹⁰。そこで内閣と全国銀行連合は1975年には妥協点を見出した。民間銀行の基金は、自己資本(当時はTier1)の30%までの預金を保護する、そして当局は、危機の際に個別行のモラトリウムを発し保護されない大口預金者や銀行の取立権を禁じる、付保預金はただちに引き出しうるものとし、全銀連の預金保護基金が加盟銀行及びリコバンクを利用して流動性を調達するという現在につながる制度であった¹¹¹。

ヘルシュタット危機後に当局側がとった対応策は¹¹²、即時措置として「基本原則Ia」公布により、相殺されていない外貨持高の上限を責任自己資本の30%に制限して、為替リスクを考慮することであった。その後「信用制度法の即時改正(第2次改正:1976年施行)」が行われ、以下の三つの対策が講じられた。

- ・ 大口信用規制: 責任自己資本(当時Tier1のみ)に対する上限を、個別は75%、上から5番目までを合計したものは300%、大口信用全体は800%とする。
- ・ 経営者複数原則: 銀行は二名以上の非常勤でない業務執行権者を置かねばならない¹¹³。
- ・ 監督庁の権限の拡充: 自己資本の半分の赤字を一度に又は一割の赤字を三年連続で出した銀行を閉鎖できる。金融機関を随意に検査する権限も与えられた。

以上のように、ドイツのセーフティネット及び銀行監督行政および破綻処理の基本となるほとんどの仕組みは、ヘルシュタット危機への対応策としてもたらされた。また、ドイツ全銀連による預金保護制度は、比較的高額の預金者まで守らなければ金融システムは安定しないという当局の認識、平等な競争にも重要とする当局と業界の考えで拡大された。しかし連合は、業態内の同質性が他の二業態よりは薄いため、超高額の預金者までは保護できないという条件を踏まえて、保護上限を自己資本

ルクであった。加藤訳[1980],121頁参照。

¹¹⁰ 加藤訳[1980],37-38頁参照。

¹¹¹ 加藤訳[1980],123頁参照。

¹¹² Vgl. Hahn[1998],S. 252 und auch Büschgen[1998],S. 1107

¹¹³ 法解釈の誤りのため、兼任経営者を置いていた農業系金融機関が合併された。1990年7月18日の判決で兼任と非常勤の同等視が禁じられた。Vgl.

Hahn[1998],S. 253

にリンクさせる方法を選んだのである。

4.2.3. バランスシート規制の拡充

金融自由化、市場経済の側における独自のセーフティネット構築を受けて、当局の規制の展開は、基本的にはバランスシート規制を中心とするものとなった。

コール政権の発足後一年たった 1983 年秋には、シュレーダー・ミュンヒマイヤー・ヘングスト&Co.銀行商会[Bankhaus Schröder, Münchmeyer, Hengst & Co.]が、非銀行業務を原因として困難に陥った(SMH 危機[SMH-Krise])。ここでは大口融資の相手方の困難が一銀行にとってどれほど脅威であるかということが認識された¹¹⁴。そこで 1984 年、第 3 次改正がなされ、大口信用(融資等のほか、融資先への出資も含まれる)の個別上限は、責任自己資本の 50%までとされた¹¹⁵。

1990 年代以降のドイツの規制の展開は表 3 の通りである。

これは、欧州銀行法令の発展(1986 年銀行会計指令¹¹⁶、1989 年自己資金指令、第二次銀行指令、支払能力指令、1994 年預金保護指令、1997 年投資家保護指令、資本移動の自由化指令(1986 年第三次、1988 年第四次))、ドイツ統一(1990 年 10 月 3 日)、欧州機構の発展(1987 年単一欧州議定書、1993 年マーストリヒト条約発効¹¹⁷)など、国際的な市場統合に対応するものである。

それは同時に、業態を越えた競争の平等を確保するため、バランスシート規制を発展させる動きであったから、基本的には、ドイツのこれまでの規制の展開を追うものと言える。唯一、強制的な預金保護及び投資者補償の制度は、預金保護制度としてみれば、これまでの国内での経緯とは独立した外生的な制度である。だから金融機関保護基金に参加する貯蓄銀行や信用組合は不参加でもよく、その他の場合でも業界の設立した有限会社に委任するという措置がとられている。しかし投資者保護制度として見ると、グローバル化で国内に生じた新たな金融業態の勃興を補完する制度として、積極的意義を持ちうる。

¹¹⁴ Vgl. Nirk[1999],S. 14 なお支援行動には、20 の銀行、民間銀行預金保護基金、ヘルシュタット危機後に設立されたばかりの流動性コンソール銀行が参加し、債権を責任資本に転換した。同銀行商会は 1984 年 1 月に Lloyds Bank International に承継され、倒産を避けることができた。Vgl. Pohl,M[1986].S. 111 なお、今は、UBS グループに属している。

¹¹⁵ SMH 銀行商会の危機のほか、それまでの銀行構造委員会の答申、景気後退と失業率増大、不動産の異常な価格変動、第三世界の債務超過から生じる信用リスク、EC 指令の規定といった進展も背景にあった。Vgl. Nirk[1999],S.13ff.

¹¹⁶ 国際会計基準とは異なり、「予防準備金」の設定を許している。これは「秘密積立金」(秘密準備金とも訳す。含み益に当たる)を部分的に計上するものである。

¹¹⁷ 1993 年 10 月 12 日ドイツ連邦憲法裁判所の条約批准合憲判決を受け、11 月 1 日に発効。

表3 1990年代における重要な法令改正年表

- 1990年 銀行会計指令法¹¹⁸により、秘密積立金(含み益)の蓄積を制限
- 1991年 利子変動リスクの考慮(価格変動リスクの拡張)
- 1992年 第4次信用制度法改正、「基本原則I」の改定
バーゼル委員会の決定に従い責任自己資本に「補完資本」を加える。
EC支払能力指令に基づき自己資本比率8%基準などを設ける。
- 1995年 第5次信用制度法改正
投資証券発行体が倒産するリスクを信用リスクに含める。
原則として子会社やホールディング会社を連結して監督する。
- 1997年 第6次信用制度法改正、「基本原則I」の改定
取引先貸倒リスクを価格変動リスクに統合し、「基本原則Ia」廃止。
バリュエーション・リスクによる行内リスクモデルの利用も可能¹¹⁹。
- 1998年 預金保護・投資者補償法施行。

4.3.小括

運用実績を見れば、以下のような動向が分かる。ドイツのペイオフは、証券関連業務や資産管理業務を中心とする金融機関の破綻に対するものがほとんどである。その場合、今までの制度であれば救済されなかった投資家が、強制保険によって若干の救済を受けることになる。残りは、プライベートバンクの破綻である。近年は、四次にわたる資本市場振興法と欧州金融市場の統一により、資本市場が活気を帯びて、特に1998年ごろ若干のブームが生じていたことは周知のことであり、その中で、証券業務に特化する企業が生まれ、あるいは資産管理業務を行う銀行が成長していたということが十分考えられる。その中には、ブームのさなかにリスク管理が甘くなり、または見通しを誤り、破綻するものもあったというわけである。逆に、近年の不況により、貸借業務を中心とする金融機関が破綻に直面する場合は、同じ業容をもつ仲間たちによって救済されている。

制度の歴史を総括すれば、競争的な市場の構築のために切磋琢磨した市場と国家の関係性が垣間見える。ドイツにおいては、欧州諸国が通貨交換性を回復する時期である1958年から1967年までに金融自由化が完了したし独自の預金保護制度が各業態に形成されていた。当局は最初、強制的な預金保護制度を構築しようとしたが、結局は、各業界の自主的な努力で全銀行業界にわたるセーフティネットが形成された。これを受けてかなり早い時期に、当局は、自己資本比率規制を中心とするリスク

¹¹⁸ 1990年11月20日の法律で、信用制度法にあった銀行会計の規定は、商法典(第三篇第四章)に移動した。

¹¹⁹ Nirk[1999],S. 16-18 und auch vgl. Büschgen[1998],S.1108

管理の強化に移った。近年になって、強制的預金保護・投資者補償機構を設立することになったが、それはヨーロッパ次元の金融諸法の調和の過程で必要となったのであり、事例研究で明らかのように、証券関連業者との取引にまでセーフティネットを拡充する役目を果たしている。

むすび

銀行志向システムであるドイツでは、銀行の中期の融資も決定的に重要である。そこで、流動性の安定化のため、概ね七割が三ヶ月以上の満期、最低でも三割弱が二年以上の満期を持ち、(付保された、又はされない)証券化された預金もあるというように、長期の預金が発達している。預金の半分は大口定期預金であって、高額のものが重要である。その外側には、銀行社債のほか、プファントブリーフとよばれる担保付金融債がある。このような金融システムの安定性を維持するのがドイツの預金保護制度の目的である。

銀行業態は、債券発行に重心を置く金融機関と、預金に重心を置く金融機関に大きく二分され、後者がいわゆるユニバーサルバンクである。ユニバーサルバンクも、大きく二分される。ひとつは、被用者(特に住宅)融資及び自営業向けの融資、すなわちリテール融資にプレゼンスの高い、非営利金融機関である貯蓄銀行および信用組合である。もうひとつは、様々な業容の金融機関からなる営利の信用銀行セクターである。

これに従い、預金等保護制度は、わが国の年金制度のように、複数の制度から構成されている。基礎保険に類する「機構」のほか、基礎保険に入る必要のない厚生年金のような貯蓄銀行・信用組合の「金融機関保護基金」、二階部分の追加保障に似た全銀連の「預金保護基金」である。リテールを中心とし業界として一体感のある貯蓄銀行と信用組合では、金融機関の合併・救済で預金等の全額を保護しているし、一体感の薄い信用銀行セクターでも、高額の保護を与えている。

この保護制度の実効性を高める枠組みは、自助と共助の仕組みによるモラルハザードの回避である。つまり支払能力の問題があるときは、株主等による増資の試み(自助)のほか、各種保護制度・基金の制度が出勤して(共助)解決する。いずれも銀行業界の保証に依拠した救済制度であって国の保証を受けず、そのかわり、それぞれの業界が独自の銀行検査制度を組織して、保護制度とリンクさせている。さらに、預金保護基金では、保護上限を自己資本にリンクさせている。流動性の問題には、全金融制度を包括した流動性コンソール銀行を用いた特別融資制度があるが、これも業界の保証を得て融資を行うことで、銀行のモラルハザードを避けつつ金融安定を図っている。

ペイオフの制度があるのは私立銀行だが、清算型の処理は、特にプライベートバンクが自力救済に失敗したときに行われ、支店網を抱える地

域金融機関は、共助により救済されている。これもモラルハザードを避けつつ異常な金融機関を排除することで安定化を図る仕組みと言える。

その中で当局が果たす役目は、財政負担による援助ではない。市場の監視者として注意を払い、市場経済すなわち銀行業界の自然治癒能力が発揮されるよう「猶予」の措置をとることである。市場経済の側(特に私立銀行や信用組合)は、いつもは私的に行動して、セクター間どころかセクター内部でさえ競争している。だが、当局が「危険事故」を認定したときは、又は介入をほのめかしたときには、それを合図として、競争状態を一時的に停止し、特定の金融機関を救うかどうか判断を下す。そのことによって、自分たちが、一つの自立した社会的なシステムであるということを証明してみせる。しかし業容選択や経営の自由が広いだけに、通常の銀行とは明らかに異なり、一般的な預金貸付業のシステムとの関連が薄いものは、特に、日本の観念では証券業に類するものは、自力救済が求められるのであって、それが適わないときは倒産させられる。

この全体システムから冒頭の主題を再確認できる。まず、基本となる経済システムとこのセーフティネットとの適合性、これらをめぐる国と市場経済との関係である。銀行志向システムにおいては長期の融資をするため、比較的中長期の預金を必要とする。金利が自由化されていれば、資金は、証券市場へと迂回することなく、中長期でしかも高額な預金として銀行に集められる。これを保護しなければならないので、広範かつ高額な預金保護制度となっている。保護枠の拡大には規律が必要であるが、情報の非対称性が存在するのだから「市場規律」といっても、金融市場や預金者の取引行動といったばらばらな経済主体の外部からの働きによって生じる規律より、銀行制度という市場経済の内部の組織による規律すなわち秩序(Ordnung)が重要である。この種の規律を維持するためには、モラルハザードを避ける必要があるから、保護制度を自給自足で運営するとともに、制度自体に何らかの形で検査能力を与え、業界の統合度を高めている。この種の銀行破綻処理システムに連邦レベルで関与する際は、市場経済の自主性を尊重した法的な措置が要るだけで、連邦の財政負担は不要である。ここに「社会的市場経済」という共通理念に適う関係が表現されている¹²⁰。

こうしたシステムを展開させていった要因は、次の三点が挙げられる。第一に、金融自由化の進展である。ドイツでは、戦後いち早く金融の自由化が行われたし、もともとユニバーサルバンク制度であったから、預金貸付が重要であった。だが自由化によって、金融システムは、三大セクター間の競争や、EUの内部で国境を越えた資本移動や競争という波にもまれることとなった。そこで金融システムの安定性を守るためには、

¹²⁰ 「社会的市場経済」の理念が憲法に関連付けられ、さらに法の支配の貫徹が司法によって十分に保障されていることが重要だと思われる。

全額・全種類に近い預金を保護する制度の構築が必要であった。また、自由化路線を守る監督手法としては、国による統制ではなく市場経済における規律づけが重視され、自己資本及び流動性規制が中心となった。第二に、きっかけとしての金融危機の発生である。ドイツにおいては、ヘルシュタット危機への対応を契機として、現在の制度が実質的に完成した。第三は、金融の安定性をめぐる各経済主体の態度と行動である。金融業界は、自らの社会的使命を自覚し、国家の過剰な介入や援助を望まず、営業の自由を守るべく自らの財源で預金を全額に近い形で補償する努力をし、単なるロビー団体ではなく、金融秩序の維持の一端を担う制度へと進化した。当局も、中央銀行の独立や健全性が阻害されたり、国の財政に負担が生じたりするような政策を好まず、業界の自己責任を尊重し、その力を活用すべく規制の枠組みに取り込み、市場経済の機能に依拠する金融行政の体系を構築した。

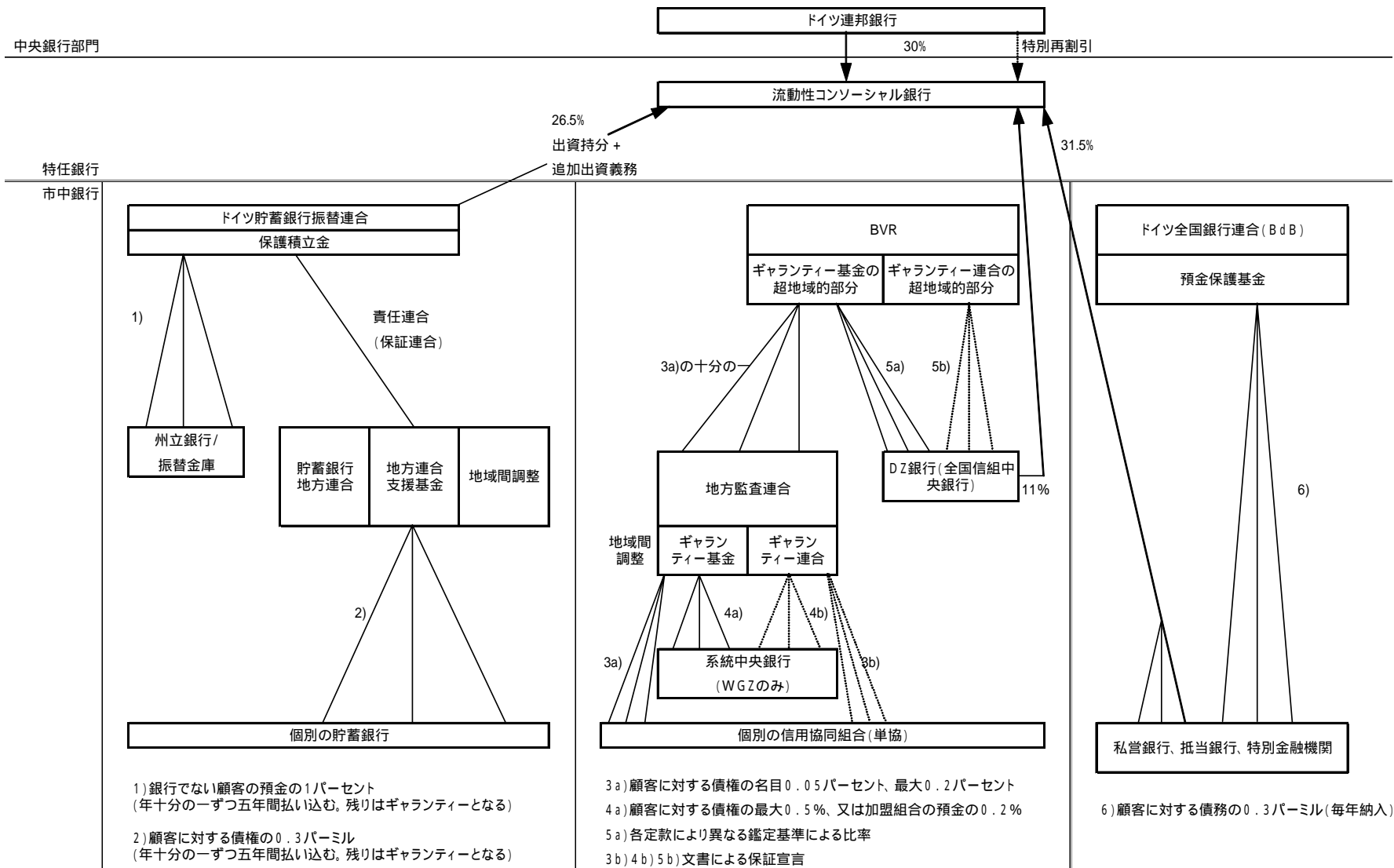
最後に、日本にとっての示唆を三つ上げておく。

日本では、決済性預金を全額保護する制度を設けた。だが、将来において、中期融資の裏付であった定期預金が決済性預金や現金通貨に転換するのは、流動性リスクの拡大を意味する。現在邦銀は、70年代のドイツと同じように、より長期の住宅金融にも力を入れつつあるからである。従って、銀行社債等の制度を整備するとともに、中期かつ高額の預金をも保護する「二階部分」の制度が育つように配慮しなければならない。

「二階部分」としては、業界内の規律づけを行うためにも、財政負担を避けるためにも、国による無償の援助を極力排除した業界の相互支援制度として、保護基金が形成されるのが望ましい。かかる(全体又は地域別の)業界団体の保証をつけて業界団体を媒介に行うのであれば、金融機関を救済する際の現金調達のために、「公的資金」を特別に融通しても、最終的な財政負担は生じないし市場経済の自主性も保たれる。同業者を利することを個別金融機関が懸念するのであれば、基金や業界団体に強力な共同監査制度を設ければよい。当局はこれを公認して、自主規制機関の役割を果たさせればよい。カルテル化をおそれるのであれば、業態間競争を発生させるように仕向ければ弊害は避けられよう。

業態によっては、営利性や多様性のゆえに、全額保護でなく上限をつけることが望ましいと考えるかもしれない。そのときは、自己資本に比例した上限とすれば、より巨額の大口預金を集めようとする際に自己資本を積む誘引ともなり、或いは、破綻時の費用を少なく抑えることになる。その際でも、付保範囲は包括的にし、自己資本に対する比率は、地位を利用して銀行経営に影響を与えるほどの、又は情報生産が高いと思われるほどの超大口預金者に、銀行経営監視のインセンティブを与えるようなものとするのが望ましい。

図2 リコバンクおよび業態別保護基金のシステム



出所 Söchting/Paul[1998],S.491

参考文献および資料

参考文献

- Allen, Franklin / Douglas Gale[2000] *Comparing Financial Systems*, the MIT Press, Cambridge in Massachusetts US/London UK.
- Ambrosius, Gerold[1998] „Intensives Wachstum“, in: *Geschichte der deutschen Kreditwirtschaft seit 1945*, Fritz Knapp Verlag, Frankfurt am Main
- Büschgen, Hans E.[1998] *Bankbetriebslehre*, 5.Aufl., Gabler, Wiesbaden
- Deutsche Bundesbank[1973] „Die Neufassung der Grundsatzes III über Liquidität der Kreditinstitute gemäß §11 des Gesetzes über das Kreditwesen“, *Monatsberichte*, April 1973
- Enzyklopädisches Lexikon des Geld-, Bank- und Börsenwesens[1999] (Autoren: Jörg E. Cramer, Albrecht Dietz, Friedrich Thießen, Hrsg.: FRITZ KNAPP VERLAG (Frankfurt)), 4. Aufl., Fritz Knapp Verlag, Frankfurt am Main
- Fischer, Reinfrid[2000] Kommentar zu §§ 23, 23a, *Kreditwesengesetz Kommentar zu KWG und Ausführungsvorschriften*, Verlag C. H. Beck, München
- Franke, Günter[2000] „Kreditgeschäft und Finanzmärkte“, in: *Geld-, Bank- und Börsenwesen*, 40.Aufl., (Obst(1.Aufl.), Hrsg.: H.v.Hagen), Schäffer-Poeschel, Stuttgart
- Gabler Bank Lexikon[2000](Hrsg.: Jürgen Krumnow/Ludwig Gramlich), 12.Aufl., Gabler, Wiesbaden
- Hahn, Oswald[1998] „Zwischen Energiekrise und wirtschaftlicher Wende(1973-1981)“, in: *Geschichte der deutschen Kreditwirtschaft seit 1945*, Fritz Knapp Verlag, Frankfurt am Main
- Hummel, Detlev[2000] „Das Einlagengeschäft der Banken“, in: *Geld-, Bank- und Börsenwesen*, 40.Aufl., (Obst(1.Aufl.), Hrsg.: H.v.Hagen), Schäffer-Poeschel, Stuttgart
- Lindemann, Jan Hemming[2000] Kommentar zu §§ 44c-52, *Kreditwesengesetz Kommentar zu KWG und Ausführungsvorschriften*, Verlag C. H. Beck, München
- Nirk, Rudolf[1999] *Das Kreditwesengesetz Einführung und Kommentar*, 11.Aufl., Fritz Knapp Verlag, Frankfurt am Main
- Paul, Stephan/Andreas Horsch/Stefan Stein[2002] „Diagnose, Therapie und Prophylaxe von Banken Krisen – Herausforderungen für Finanzaufsicht und Geldpolitik“, in: *Zeitschrift für das gesamte Kreditwesen*, 23/2002, Fritz Knapp Verlag, Frankfurt am Main
- Paul, Stephan/ Stefan Stein[2002] *Rating, Basel II und die Unternehmensfinanzierung*, Bank-Verlag, Köln
- Pohl, Hans[1998] „Verschärfung des Wettbewerbs(1966-1973)“, in: *Geschichte der deutschen Kreditwirtschaft seit 1945*, Fritz Knapp Verlag, Frankfurt am Main
- Pohl, Manfred[1986] *Entstehung und Entwicklung des Universalbankensystems*, Fritz Knapp Verlag, Frankfurt am Main

- Süchting, Joachim/ Stephan Paul[1998] *Bankmanagement*,4.Auf., Schäffer-Poeschel, Stuttgart
- Yamamura, Nobuo[2001] „Wohnungsbaufinanzierung aus einer Hand und unter einem Dach – Die Entwicklung der Allfinanz- strategie in der BRD “,in: 『九州経済学会年報』第 39 集
- 岩田健治[2003]「欧州金融・通貨統合と金融システム」(岩田健治編著『ユーロとEUの金融システム』日本経済評論社所収)
- 遠藤一久[1998]『現代ドイツの銀行会計』森山書店
- 加藤史夫訳[1979a,1979b,1980]「ドイツ銀行協会の歴史」(上・中・下)(*Stationen deutscher Bankgeschichte 75 Jahre Bankenverband*),(『金融』全国銀行協会、1979/9月, '79/11月, '80/2月の各号所収)
- 清田匡[2003]『戦後ドイツ金融とリテール・バンキング』勁草書房
- 木川裕一郎[1999]『ドイツ倒産法研究序説』成文堂
- フランス・銀行金融事情研究所編[1991]国民金融公庫調査部監訳『先進国の中小企業と金融』中小企業リサーチセンター
- マーク・ライザー/森下哲朗[1994]「ドイツ・スイスの預金保険制度について」(『金融』全国銀行協会、1994/5月号所収)
- 本間勝[2002]『世界の預金保険制度と銀行破綻処理』東洋経済新報社
- 山村延郎[1998]「ドイツ信用制度におけるアルフィナンツ戦略の源流」(九州大学大学院『経済論究』第 102 号所収)
- 山村延郎[1999]「ドイツ・ユニバーサルバンクによるアルフィナンツ戦略の導入」(九州大学大学院『経済論究』第 103 号所収)

インターネット版資料

- ・金融関連法律

<http://www.bafin.de/steuer/recht/gesetze/index.htm>

- ・全国銀行連合預金保護基金の定款

Statut des Einlagensicherungsfonds - By-Laws of The Deposit Protection Fund of The Association of German Banks(Aug.2001)

<http://www.bdb.de/download/broschueren/Statut.pdf> (ドイツ語版)

http://www.bdb.de/download/broschueren/Einlagensicherung_Kurzinfo1002.pdf

http://www.bdb.de/download/broschueren/statut_eng.pdf (英語版)

<http://www.bdb.de/download/broschueren/DPF-Brief-Guide-102002.pdf> (加盟銀行リスト)

- ・公的銀行連合の預金保護制度にかんする広報誌

Kurzinformation über die Einlagensicherungseinrichtungen des Bundesverbandes Öffentlicher Banken Deutschlands

<http://www.voeb.de/Topics/Bilder/einlagensicherung.pdf> (現在このサイトには存在しない)

- ・証券業補償機構ホームページ(英語版)

http://www.e-d-w.de/index_engl.html

http://www.e-d-w.de/edw/frame_wphu_engl.html 制度の内容に関するページ

- ・各紙(誌)インターネット版記事

Die Welt, Euromoney, Financial Times Deutschland, Handelsblatt, Süddeutsche Zeitung, Wirtschaftswoche